

# [速報版]

- 委員長（谷口敏也さん） おはようございます。ただいまから厚生委員会を開きます。
- 委員長（谷口敏也さん） 初めに休憩を取って、審査日程及び本日の流れを確認いたしたいと思いをします。
- 委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開します。
- 委員長（谷口敏也さん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、1、行政報告、2、管外視察について、3、所管事務の調査について、4、次回委員会の日程について、5、その他ということを進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（谷口敏也さん） 市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 健康福祉部報告、本件を議題といたします。

まず、項目アに対する市側の説明をお願いいたします。

- 健康福祉部長（小嶋義晃さん） 本日、健康福祉部、3点御報告を御用意させていただいておりますけど、まず1点目、ア、健康福祉部の「方針と重点管理事業」（令和7年度）についてでございます。

まず、事前にお渡ししてあるこちら、部の方針と重点管理事業、よろしいでしょうか。御用意いただけますでしょうか。まず、1枚目をお開きいただくと、右側のページ、各部共通の方針がございます。今回、最初の部ですので、全体に係る部分も私のほうから御説明させていただきます。1点目は、社会情勢の変動を捉えた機動的な対応で、物価高騰などによる市民生活への影響を的確に捉え、補正予算の編成を含め、機動的な対応を進めていくこととしています。2点目、各部における主体的な施策の推進でございます。各部長がリーダーシップを発揮し、重点管理事業を中心に、進行管理を徹底しながらも、年度途中の状況の変化に応じて軌道修正を図っていくこととしています。最後、3点目となります。庁内連携による歳出の総点検の取組と適正な事務執行でございます。こちらは、歳出の総点検による事務事業全般の不断の見直し、適正事務管理制度の運用による正確かつ適正な事業執行の確保に向けて全庁挙げて取り組むこととしているところでございます。こちらが各部共通のものでございます。

続きまして、健康福祉部の分となります。7ページ、お開きいただけますでしょうか。7ページでございます。

1、経営資源となっております。

(1)の組織構成といたしましては、地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課、生活福祉課、健康推進課に加え、今、臨時的な組織として価格高騰重点支援給付金事業推進室を設置しているところでございます。

(2)の職員数でございます。正規職員152名、月額職員49名ということで、女性職員の割合は、正規職員で46.7%、月額職員で85.7%という形になっています。

予算規模につきましては、一般会計で約180億円、全体の比率としては約21.7%となっているところでございます。特別会計も4つ会計を持ってまして、中でも介護保険事業につきましては150億円余と、結構ボリュームのある会計となっているところでございます。

2番の方針でございます。健康福祉部は、今までもずっと言い続けていますけども、障がい者や高齢

# [速報版]

者など、誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりを推進するために、一人一人に寄り添った支援や地域で支え合い活動できる仕組みづくりなど、地域共生社会の実現に取り組んでいくところでございます。

それでは、3の今年度の重点管理事業、健康福祉部で6点挙げさせていただいておりますので、1点ずつ御説明させていただきます。

まる1、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の充実と推進でございます。地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の充実を図るべく事業を推進してまいります。4月25日には、健康福祉部、子ども政策部、防災安全部に加え、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターも参加していただきまして、第1回の重層的支援体制推進会議を行ったところでございます。また、4月には社会福祉協議会において、地域福祉コーディネーターに係る相談記録システムを導入しました。これにより相談者の情報の管理が容易にできるようになり、集計作業等も円滑に行えるようになったところでございます。このシステムの導入と並行して、市側のほうでもデータ分析システムの導入を10月に予定しているところでございます。こちら、参考に施政方針のページ数が振っております。今の状況は78ページということで、もしお手元に施政方針あれば、78ページを御覧いただければと思います。

同じく78ページになりますけれども、まる2として、災害時における要支援者・要配慮者の支援体制の強化でございます。今後の福祉避難所の在り方について検討するとともに、三鷹市避難行動要支援者避難支援プランを改訂いたしまして、個別避難計画作成のエリアを拡充していくという形で今年度計画を立てているところでございます。

3点目、こちら、施政方針81ページになりますけれども、81ページです。調布基地跡地福祉施設の整備及び開設支援でございます。こちら、来年4月の開設に向けて、現在、建設工事も順調に進んでいると聞いているところでございます。4月16日には事業者と3市共同で家族等の説明会を実施いたしまして、延べ120人の方に参加していただきました。定員等に関して、いろいろと質問が出たところでございます。今後も事業者、3市と調整を図りつつ、今年度は運営費及び建設費の助成について取り組んでまいります。

続きまして、4点目、市内病院機能の維持に向けた支援でございます。多摩地域唯一の高度医療を担う高度救急救命センターを持つ杏林大学付属病院に対しまして、物価高騰等の影響も踏まえまして、助成を行うものでございます。東京都の助成制度もございまして、その助成制度とも整合性を図りながら助成を行ってまいります。

まる5です。「認知症にやさしいまち三鷹」の推進及び条例の制定でございます。詳細につきましてはこの後また個別に御説明させていただきますけれども、条例に関してはこの後また個別に御報告させていただきますが、まず、認知症に対する施策といたしまして、医療機関、NPO法人との協働によるピアサポート活動支援を10月実施に向けて準備を進めているところでございます。認知症条例につきましては、来年3月の条例案提出に向けて取り組んでいるところでございます。

6点目、三鷹市福祉Laboどんぐり山事業の充実と発展でございます。在宅医療・介護研究センター、介護人材育成センター、生活リハビリセンターが連携して事業に取り組んでいるところでございます。開設から1年半がたちました。福祉Laboどんぐり山自体の発信をより強化していく必要があるというふうに感じているところでございます。こうした中で、福祉Laboファンクラブ（仮称）につきましては、12月の運用に向けて現在検討を進めているところでございます。また、研究成果等の報告会につ

# [速報版]

きまして、上半期と下半期それぞれ行うことにより、各団体同士の連携を深めるとともに、福祉Laboどんぐり山への理解を深めていただけるよう努力していきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（谷口敏也さん）      ありがとうございます。小嶋部長からも話ありましたように、黒丸の5の認知症にやさしいまち三鷹条例については、この後、ウのところで詳しく説明がありますので、それ以外の部分で質疑をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん）      おはようございます。よろしく申し上げます。今期から厚生委員会になりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

今御説明いただきました3番目の重点管理事業のまる1の地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の充実と推進のところで、4月に社会福祉協議会さんのほうで相談システムの導入をされたということと伺いまして、これからも市も入れていくということなのですが、その情報は連動して管理していくという認識でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん）      まず、今回社会福祉協議会で導入したシステムにつきましては、基本的には社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターのほうで情報を登録します。ただ、今後、先ほどの説明もありましたけど、市としてその内容について検証・分析を行っていく上で必要なデータだけをそこから抽出して、そちらの分析基盤を整備した上で、そこで分析をかけていくということなので、連動といいますか、必要な情報だけは受け取るという形で考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん）      分かりました。そのことによって、市も同じ情報を共有して対策していくという認識でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん）      おっしゃるとおり、相談記録ですとか支援の内容については市もきっちり共有して、その内容について今後の対策に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん）      ありがとうございます。

あともう一点、すみません。6番の三鷹市福祉Laboどんぐり山事業の充実と発展というところについて伺います。この福祉Laboファンクラブというのが記載がございますが、これはこういったイメージを持てばいいんでしょう。利用された方が入るのか、地域住民の方が応援する体制なのか、ファンクラブという、このイメージというのは、まだそこまで決まっていなければいいんですが、ちょっと教えていただければと思います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん）      福祉Laboファンクラブについてお答えいたします。こちらは、対象としましては、研修の講座やイベントに参加された方とか、あとは生活リハビリセンターを御利用された方、またその御家族、あと福祉Laboと協働している企業とか大学、団体の方に、ファンクラブと位置づけていますけれども、メーリングリスト、メールを受け取っていただくような形を考えております。講座を受けた方に、また新たな講座を御用意しましたので御参加くださいとか、あとは、研究でモニターになる方も集める必要があるケースもございますので、こういった研究しますので御参加いただけませんかということで、こちらから発信するような形のをファンクラブというふうに呼ばせていただいております。

以上です。

# [速報版]

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。そうしますと、その情報を発信するに当たって、今まで利用された方が、例えばメールアドレスだったりとか、何か、それを先に集めなければいけない、例えば利用したときに何かそこに登録をして残していくという、そういった運用をされていくという認識でよろしいでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 今回の御質問のとおりでして、基本的には講座とか、あと研究に御参加いただいた方に、ファンクラブとしてメールを御登録されませんかということで声かけをしまして、登録された方に対して基本的には発信する予定でございます。あとは、ホームページを通じて、まだ講座とかには参加していないんですけれども、御興味のある方は御登録できるような形でも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。そうしますと、これから、利用された方に対して登録をお願いしていく。これまで利用された方というのは、今までそういったものを頂いてはないわけなんですよね。これから利用される方のメールアドレスだとか御連絡先を残していくということよろしいでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） これまでも研修などについては、これから新たな研修について御案内してもよろしいですかということで、一部、ウェブを使ってお申込みの方などに限ってしまっているところもあるんですけども、メールアドレスを頂いている部分もございますので、そういった方に関しては改めて、ファンクラブという形で設けたんですけれども、今後こういった情報をお届けしてもよろしいですかというふうに伺いながら、これまでお伺いしたメールアドレスなんかも活用してまいりたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。私も過去に利用したんですけど、そういったことはなかったもので、例えば入り口にQRコードか何かを貼っておいて、読み込ませて、入館する方に読み込んでいただいて、もう事前に登録できるような形で、入り口でオープンな形で集めると多くの方に情報が行き渡るのではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） そのような形で、広く、皆様の目に届くような形で、ファンクラブに御参加いただくような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願いたします。さっきの委員さんと少しかぶるところもあると思うんですが、お伺いしたいと思います。重層的支援の部分で、先ほど、10月から市のほうでもデータ分析システムを活用していくというお話だったんですけど、このデータ分析、相談内容とお話があったんですが、ここについてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） こちらのデータ分析につきましては、事業自体は令和2年度から地域福祉コーディネーターの事業をやっておりまして、これまでの相談ですとか支援の内容、具体的な連携先の機関、そういった情報を、これまでではエクセルで管理していたんですけど、そういったデータを今回の相談記録システムに入力することで、よりそのデータが分析しやすくなるというふうになります。基本的にはその内容で、こういった属性の方が、こういった悩み、課題を抱えている、その上で、こういった支援を実施して、こういった機関、適切な実施機関に連携しているのか、そういったところ

# [速報版]

をきっちりと内容を分析して、基本的に、地域福祉コーディネーター何人かいますけど、あまりサービスの質がばらつきが出ないような形でしたいということと、あと、今現在コーディネーターさんも悩んでいるような案件とか、そういったものも見えてきますので、そういったところについては具体的な関係機関ですとか関係部署を含めて今後協議していく、そういったときに必要な情報として、エビデンスとして、そういったものを活用したいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。地域福祉コーディネーターさんにおいても、やはり経験値の違いがあると思いますので、ぜひそういったところをうまく活用していただければと思います。ありがとうございます。

あと、次に、こちら先ほどの委員さんと同じなんですが、どんぐり山のファンクラブについてなんですが、先ほど運用については一定のお話ありまして、理解したんですけども、こちら、施政方針のほうに、情報の発信を実施しますというようなことが記載あるんですが、今伺っている話ですと、どちらかという、参加してくださっている方ですとか関係されている方に対しての情報共有になるのかなと思うんですが、どんぐり山をあまり知らない方たちに対して何かこの活用は考えられますでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） ファンクラブについては、これまで関わりがあった方と、あとは福祉Laboどんぐり山に関心を持っていただいた方に対して、ホームページなんかを通じて御登録いただくような形なので、やはりどうしても福祉Laboに関係する方に対する発信というのが中心になってしまうかなとは思っています。一方で、施政方針のほうに書かせていただいているSNSを活用したほうにつきましては、広く、実施したイベントであったり研修であったりというのを発信してまいりたいと思っていますので、このファンクラブによる、これまで関係した方に対するアプローチと、あとは広く福祉Laboについて知っていただくという形のSNSとを使い分けながら情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。今、使い分けながらというお話だったんですけども、うまく連動もできるかなと思いますので、その辺も含めて今後検討、準備を進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。ないですか。

○委員（紫野あすかさん） すいません。この福祉Laboどんぐり山なんですけれども、まず、何かネーミングが、ファンクラブという、大好きで、どうしても何か参加したいという、向こうが好きだという気持ちが先行するようなネーミングのように、言葉は大事なので、捉えてしまうんですけども、やっぱりこれは、こちらから御協力いただきたいと、一緒に参加してくださいというものの事業だというふうに理解しているんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） ファンクラブというのは、これまでも内部のほうで議論する中で、どんぐり山のファンを増やしていこうという課題がございましたので、今、仮称ではございますけれども、ファンクラブというふうにつけております。あとは、福祉Laboどんぐり山というのがほかの自治体にはない独自施設ですので、地域の皆様一緒になって育て上げていくというふうにも考えておりましたので、今の考え方では、ファンクラブという形で応援をしていただくというふうに捉えまして名づけておるところでございます。

○委員（紫野あすかさん） やっぱり、どんぐり山が地域の方、また医療や介護に携わっていらっし

# [速報版]

やる方たちにとって、ああ、すごく頑張っている、助かった、すごくいい施設だというふうに思えば、ファンクラブに入ろうという気持ちになると思うんですけど、まず、活動をこれから支えてもらうというか、支援、サポーターみたいなほうが何となく入り口が入りやすいのではないかと。私なんか、ファンクラブに入るなんて何かおこがましいみたいに相手が思わないような、やはりまず活動の中身を知ってもらうことが最優先だなというふうに思いました。

あと、一斉に企業や市民や事業所に向けて、一斉に研究や実証実験の参加を促すとあるんですけども、やはり企業に対する案内と市民に対する案内って意味が違ってくるように思うんですね。その辺はいかがでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 委員おっしゃるとおり、企業に対する情報発信と市民の方に対する情報発信というのは、やはり内容もちょっと変わってくるのかなというふうには認識しております。このファンクラブのほうの登録のときに、例えば研究に関する情報を送ってもいいですかとか、あと研修に関する情報を送っていいですかということで、内容を多少区分けできるような形で登録してまいりたいというふうに考えておりますので、その部分についても丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） やはり当事者であったりとか実際に介護されている御家族などは、すごく毎日の生活が大変だと思うんですね。その方を介護することで精いっぱい、なかなか学習、研修とかの時間を割きたくても割けないという事情などもあると思うので、やはり、どういう形であれば当事者の方や御家族の方が興味を持ってもらえるか、参加してもらえるかというような企画とやはりこの企業に向けた企画というのは別に考え、そういう視点で、あくまでも福祉の視点で、家族や当事者の市民の方たちを中心とした企画をしていただきたいと要望します。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに、質問し忘れた方でもいいですよ。ないですか。大丈夫ですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口敏也さん） それでは、一旦休憩します。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 次に、項目イ及び項目ウに対する市側の説明を求めます。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） 引き続きまして、健康福祉部から2点です。イ、令和7年度戦後80年みたか平和のつどい「世代をこえて平和を考える日～戦没者追悼式並びに平和祈念式典～」について、ウ、「認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）」の構成案についてでございます。

イの平和のつどいに関しましては、今年、戦後80年ということで、例年8月15日にやっていますが、若干内容を変更する部分がありますので、本日御報告させていただきます。なお、こちら、企画部と一緒にやっている部分もあります。昨日、総務委員会のほうには企画部のほうから報告をされたというふうに聞いているところでございます。

ウの「認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）」につきましては、随時議会の皆様にも情報提供させていただいているところでございますけれども、本日は、一定程度構成案がまとまりましたので、それについて御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より御報告させていただきます。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 私からは、令和7年度戦後80年みたか平和のつどい「世代をこ

# [速報版]

えて平和を考える日～戦没者追悼式並びに平和祈念式典～」について御報告させていただきます。資料1を御覧ください。

まず、1の概要です。三鷹市では、戦争の記憶を風化させない、また平和の意識を醸成するため、8月15日を「世代をこえて平和を考える日」と位置づけ、第二次世界大戦で犠牲になられた方々の冥福を祈るとともに、平和を願う式典を開催しております。令和7年度は、戦後80年の節目の年となるため、著名な語り手を招待するとともに、中学生の長崎派遣事業の報告を行うことで、幅広い世代が集い、平和を願う機会としたいというふうに考えております。

日時・場所につきましては、2に記載のとおりで、8月15日の10時15分から12時半まで、場所は三鷹市公会堂光のホールを予定しております。

3の式典の内容です。まず、光のホールロビーで市長など代表者による代表献花を行います。その後、会場を光のホールに移し、式典を開始いたします。例年と同様、「追悼と平和祈念のことば」、来賓代表者紹介を行った後、「いま語り伝えたいこと」として戦争体験談の話をしていただきます。体験談につきましては、昨年度まで市民の方にお話しただいていましたが、今年度はふるさと三鷹応援団の林家木久扇さんに御登壇いただきます。また、体験談の後は、今年度企画部で予定しております中学生長崎市平和交流派遣事業で現地に行かれる三鷹青年会議所の方と市内公立中学生から派遣事業の感想などを報告いただきます。その後、12時になりましたら参加者全員で黙禱を行い、黙禱後は三鷹市立第三小学校とICC三鷹ジュニア合唱団によるコーラスを行い、式典は終了となります。例年はコーラスを前半・後半に分け、コーラスの途中で黙禱を行っていましたが、今年度は長崎派遣事業の報告を追加したため、コーラスと黙禱の順序を入れ替えるなど、一部、プログラムの見直しを図っております。その関係もありまして、式典全体の時間も昨年度より20分ほど長くなっております。

最後に、4のその他事業です。こちらは企画部で実施するものですが、本式典にも関連する事業のため、御紹介させていただきます。

(1)の平和アニメ上映会につきましては、式典当日の午後2時から、場所は光のホールで行います。上映タイトルは、「風が吹くとき」を予定しております。

(2)の平和展につきましては、8月1日から8月29日までの1か月間、市役所1階市民ホールで開催します。展示内容につきましては、現在調整中のため、若干変更があるかもしれませんが、現時点ではイに記載の内容を予定しております。

私からの説明は以上です。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 私から、引き続きまして、認知症に関する条例について、大枠となる構成案をお示しをさせていただきます。資料2-1をお願いいたします。

まず、1、条例制定の目的等です。この条例は、昨年4月に施行した、人権について市の理念を掲げる、人権を尊重するまち三鷹条例を踏まえ、具体的な個別課題への対応の1つとして制定をするものになります。また、認知症に関しては、昨年1月に国において認知症基本法が施行されましたので、法律とも整合を図りながら制定いたします。

それでは、条例の目的についてです。人権条例の理念にのっとり、また、法律でも掲げられている共生社会の実現を目指し、認知症の人が尊厳と希望を持って地域で暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とします。

(2)、用語の定義については、基本的には法律の例を引用いたします。

# [速報版]

次に、2、条例の基本理念です。大きく3つを基本理念として掲げております。この3つの基本理念を踏まえ、この後の項番4で列記をしている具体的な基本的施策へとつながっております。3つの基本理念のそれぞれの趣旨としては、1つ目が基本的人権、意思の尊重、2つ目が個性・能力の発揮できる社会参加、3つ目が全市的な取組に向けた認知症に関する理解の増進となります。

次に、3、各主体の責務・役割です。認知症施策を推進するための市、市民、事業者等の各主体の責務・役割について、それぞれ定めることとしております。なお、当初は認知症の人及び家族についても役割・責務などを規定することを想定しておりましたが、条例検討の会議体での議論において、本人等の負担になってしまうといった御意見をいただきましたので、条文としては明記をしないものと考えております。

次に、4、基本的施策です。市の認知症施策の方向性について、大きく8つを掲げております。資料では、具体的にイメージできるように、実際の主な取組内容を併せて記載しております。

まず、(1)が普及啓発です。認知症になったら何もできなくなるといった従来の認知症観から、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすことができるという新しい認知症観を広めていくための施策に取り組みます。なお、条例検討の会議体では、御本人に出席いただき、意見を発信していただく取組を進めています。

(2)が社会参加です。認知症カフェや集いの場など、御本人が参加し活動することができる、地域における居場所や活動の場づくりに取り組みます。

(3)が早期発見・支援です。検診費用の助成など、早期発見に資する取組について検討するとともに、発見後の支援はより一層大事なものと認識しておりますので、その支援についても検討してまいります。

(4)が権利擁護です。意思能力が十分でない認知症の人でも安心して生活できるよう、権利擁護など、御本人の意思決定支援に取り組みます。

(5)が相談支援です。検診により認知症と診断された御本人や御家族をしっかりとフォローできる仕組みづくりに取り組みます。

(6)が認知症の人にもやさしいデザインのまちづくりです。ソフトとハードの両面から支えていくために、他市の事例なども参考にしながら、認知症の人にもやさしいデザインについて、まちづくりの観点から取組を進めます。

(7)が研究等の推進です。三鷹市独自の取組である福祉Laboどんぐり山を活用し、大学や企業等との協働による研究を推進していきます。

(8)が施策の評価・検証のための仕組みです。認知症に関する計画を策定することとし、策定後も、会議体等で有識者からの御意見をいただき、必要な見直しを行いながら、認知症施策をPDCAサイクルにより推進する仕組みづくりに取り組みます。

以上の8つを基本的施策としております。

5、その他として、財政上の措置等を定めることとしております。

最後、6、施行期日は令和8年4月1日を予定しております。令和8年第1回定例会への議案提出に向けまして、今後のスケジュールといたしましては、9月を目途に骨格案の策定、そして、12月に素案の策定、同じく12月にパブリックコメント、そして、1月に条例案を策定しまして、第1回定例会に議案提出をさせていただきたいという流れを予定しております。今後、名称も含め、規定の内容、記述の表現についても、今後の条例の検討の会議体での議論などを踏まえて、丁寧に検討を進めてまいり

# [速報版]

たいと考えております。

それでは、引き続きまして、条例制定に向けた意見聴取についても中間報告をさせていただきます。A4判の資料2-2をお願いいたします。条例制定に当たっては、制定のプロセスを最も大事にしたいと考えており、特に意見聴取については丁寧に進めてまいりたいと考えております。今回は、これまでの結果の中間報告として、イベント等の場でアンケートを行いましたので、その結果について御報告をいたします。

1、概要といたしまして、認知症に対するイメージや条例に期待することなどを把握することを目的に、昨年11月から3月までの間、市内9か所で216人から回答をいただきました。

2、回答の属性といたしまして、高齢層が多くなっており、また、大半の方が認知症の人と関わりがあり、自身が認知症という方もおられました。

3、認知症へのイメージとしては、症状への不安が多く、それに起因して、社会とのつながりが断たれることへの不安や家族への介護の負担と経済的負担への不安が多く挙げられておりました。

4、自身が認知症になった場合の暮らし方の希望としては、6割以上が住み慣れた地域で暮らし続けたいと答えた一方で、約2割が介護施設等に入って暮らしたいというふうに答えておられました。

5、認知症に関する条例に期待することとしては、多く挙げられた順に、社会参加の機会の確保、認知症の早期発見・早期支援、認知症に関する普及啓発・理解促進・本人発信支援となっております。

以上が、これまでに実施したアンケートの結果報告となります。

最後に、6、今後の意見聴取（ヒアリング）の予定です。今後は、御本人や御家族の声について聞いてまいります。実際に市や地域包括支援センターの職員がグループホーム等の施設や集いの場に出向いて直接お声を聞く取組を進めております。また、若年層も含めて広く意見を募るためのインターネットのウェブアンケートを現在実施しているほか、7つの住区ごとにワークショップを開催して、地域において直接意見を伺うことも予定をしております。これらの各方法を通じまして、幅広い世代の多様な意見を聞いてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○委員長（谷口敏也さん）      ありがとうございます。市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（佐々木かずよさん）      よろしくお願ひします。まず最初、資料1の戦後80年みたか平和のつどいについて伺います。今年には本当に戦後80年ということで、非常に節目の大事な年だということ、で、「世代をこえて平和を考える日」というふうに位置づけると伺いました。この中で、式典の内容で、長崎に派遣された中学生からの報告があるというふうに伺ったんですが、であれば、やはり若い世代に多く御参加いただくことが非常に大事ではないかなというふうに考えます。有名、著名な語り手ということが林家木久扇氏になるかと思うんですが、そうしますと、大体中高年の方はこのお名前を聞けば多く集まることは、また、例年、この平和のつどいも比較的中高年の方が多いなというふうに考えるんですが、今回こそ、こういった派遣をしたということもあり、やっぱり若い世代に多く集っていただくための工夫が必要ではないかなというふうに思うんですけれども、その点、何かお考えになっているところがあれば、お聞かせください。

○地域福祉課長（木村祐介さん）      若い世代の方の参加を促すような周知・広報の仕組みというところで御質問いただきました。今年度につきまして、例年やっているものもあるんですが、まず、市内の

# [速報版]

小・中学校、高校、大学へのチラシの配布、それに加えて、今回、市の公式LINEでの周知・広報、また、企画部のほうで平和の絵展の説明等を小・中学校の校長会で行う際に、その校長会でも改めて参加を促すような周知を行うというふうに企画部から聞いておりますので、そういった形で、いろんな媒体を使って、いろんな場所で、若い世代にできるだけ参加していただくような形の周知・広報を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。例年のやり方で、またプラス、例えばユーチューブ動画みたいのを作ってみて、ショート動画で、派遣したお子さんの顔が出るのはどうか、ちょっと分からないんですけど、その辺、難しいかもしれないんですが、何か今の若い人たちの心にヒットするような発信の仕方みたいなものも取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。よろしくお願いいたします。

続きまして、認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）について伺います。まず、この名前、（仮称）とあるので、この認知症にやさしいまち三鷹条例という名前も今後検討があるということでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 認知症にやさしい三鷹というキャッチコピーでこれまで三鷹市では認知症施策を様々展開してまいりましたので、一旦仮称ということで、今こういった題名を置いているんですが、委員おっしゃるように、名称も含めて、今後丁寧に検討してまいりたいと考えております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、共生社会の実現というところで、この名前のほうも、例えば、検討されると伺ったんですが、これ、公募とか、そんなことも考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、検討会の中で皆さんで協議して決めていくという、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 基本的には、条例検討の会議体の中に介護福祉、専門職の方がいらっしゃいますし、今、御本人の方も参加をいただいているということもありますので、会議体の中でタイトル、題名についても御意見をいただいて、検討してまいりたいということを予定しております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、共に進むというネーミングになることを要望したいと思います。この認知症の定義、目的というか、認知症の方が尊厳と希望を持って暮らすということで、これは若年性認知症の方も含まれるという認識でよろしいですね。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） おっしゃるとおり、認知症高齢者というような表現ではなくて、認知症の人ということで、64歳以下の若年性の認知症の方も含めて条例の内容については検討しております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。若年性の方も増えているので、ぜひ認知症の方全体を捉えて考えていただきたいと思います。

この2番目の条例の基本理念のところの(3)、市民理解と市全体の取組というところで、認知症を自分事として捉えという文がございますが、この自分事として捉えるために、4番の基本的施策の中にどこに、自分事として捉えるためにはどんなふうな市の取組があるのかなというふうに見ると、どの部分で一人一人が自分事として捉える取組を市としてされるのかというところを少しちょっと伺いたいたんですが、いかがでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとい

# [速報版]

うこのためには、まず、市民一人一人が認知症に対して正しい理解を持っていただく、古い認知症観から新しい認知症観に正しい理解を深めていただくことが大事だと思っておりますので、基本的には、まず普及啓発、理解促進といったところ、まずはそこに取り組みたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 普及啓発、非常に大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、認知症サポーター養成の拡充ですとか、いろんなイベントをされるということなんですが、そのままではなく、やはり、(2)番のチームオレンジの構築とあるんですけども、今、具体的に三鷹市内でチームオレンジがどのような取組をされている、もし今分かれば、事例を教えていただければと思うんですが。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） チームオレンジにつきましては、認知症サポーターでフォローアップ研修を受けた方が参加していただきつつ、御本人も参加をしていただくという取組になるんですが、三鷹市内では今のところ、井口のところの有料老人ホームのところで農園、野菜作りという活動を行っているところなんですが、今回、今年度から各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が配置をされましたので、各地域の中でフォローアップ研修を受けた認知症サポーターの方が有意義に活動できるように、チームオレンジの活動についても拡充ができないか、検討はしっかりしてまいりたいと考えております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、その仕組みづくりが非常に大事だと思っておりますので、各地域でこういったことが活発に行われて、いろんな市民の方の目に触れる機会が多くなれば、それがまた啓発、普及につながると考えますので、大変だとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

それから、先ほどお話の中で、新しい認知症観を普及啓発するためには、御本人も交えていろいろお話を伺っていくということをお伺いしたんですが、御本人の声というのは、実際その会議体に参加していただいて、いただく方法もあるかと思うんですが、例えば、そこに来られない方の声の聴取の仕方を、この資料の2-2では、これからいろんなグループホームですとかデイサービスとか、施設に伺って聴取するかと思うんですが、例えばなんですが、そういった方々に、もし字が書ける方であれば、一言メモを渡して、お声を集めていただいて、そういった、何ていうんでしょう。集まることができない方々の声も聴取していただいて、そういったものを集約して、いずれ、この条例の礎になったというふうになるように、その声の集約の仕方が、パブコメとかウェブでの回答ももちろんなんですけど、この当事者の声をいろんな形で集約をするということも非常に大事ななというふうに思うんです。例えば、そのメモをもし集めたら、それを、ぼやかしてでもいいので、最終的にはホームページに載せて、このように多くの声をいただいたということを残しておく、市民の声が集約されたということが後々また残るでしょうし、そういった取組もいいのではないかなというふうに思うんですが、大変かと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 御本人の声の聴取につきましては、今、今のところ市のほうで考えているのは、グループホームだったりデイサービスの場に出向いて、なかなか認知症にかかっている方は御自身の意見を発信しづらいという部分があるというふうに考えておりますので、グループになって会話を、職員も入って会話をしていく中で、自然にその会話の中から意見を酌み取っていただければいいなというふうには考えておるんですが、委員おっしゃるように、メッセージのような形で意見を募っているといった、条例をつくった自治体でそういう過程をやったということも承知をしておりますの

# [速報版]

で、こういった形で御本人様の意見を条例に反映できるかということは丁寧に検討してまいりたいと思います。

○委員（佐々木かずよさん） 認知症の方でも、MCI（軽度認知症）の方は字も書けますし、本当に短時間であれば対応もできる方も多くいらっしゃいますし、その方それぞれで症状も違いますので、こちらの聞き方だったりとかアプローチの仕方で非常に本心に迫るということもできると思うので、その辺はぜひ丁寧に聴取していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと最後に、資料2-1の4番の基本的施策の(5)の地域における相談支援の充実ということであるんですけども、この認知症地域支援推進員という方は、この拡充配置というか、人選というのはどのようにされるのか、伺ってもよろしいですか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） こちらにつきましては、昨年度までは市の職員のみだったんですが、今年度、各地域包括支援センターの職員が担うということになっておりまして、こういった人選かというのは、各包括のほうで推薦をもらって、こちらのほうで認知症地域支援推進員を担っていただいているという現状でございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。包括の方、非常にお忙しいかと思うんですけども、その辺は、もしやっていく中で非常に大変そうだったら、市からもフォローが入ることによってよろしいでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 包括支援センターの相談が今、複合化、多様化しておるとするのは承知しておりますので、ただ、認知症地域支援推進員になると、東京都のほうの研修も受けられたりということで、研修体制も充実しておりますので、市としてもしっかりとバックアップをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。それでは、まず、資料1の平和の祈念式典についてなんですが、さきの委員さんおっしゃっていたとおり、やはり今回、世代を超えてというところで、イベントの告知、先ほど一定のお話があったんですけども、取組として、私も、学校のほうからチラシとかを配る際に子どもたちにちょっと話してもらうような機会が設けられればなと思っていたんですけども、そういったことも検討するということがあったんですけども、やはり、中学生は分かるかもしれないんですけど、小学生が、そういったお話があったとしても、どこまで平和に対して関心を持てるのかなというところもありますので、もちろん学校のほうからも平和に関して関心を持てるようなお話とプラス、やはり市全体として機運醸成するための取組も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） ただいいただいた御意見につきましては、今回、このチラシの配布自体は企画部のほうで毎年実施しておりますので、ちょっと企画部ともその内容について調整させていただいて、もし教育委員会とも連携してそういった対応が図れるようであれば、その辺も検討したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。保護者のほうがやはり関心を持つと、子どもも一緒に行こうかなというふうに思うことも多いかと思うので、学校側からのアプローチと、あと市全体として、働く世代がこういった平和についてもきちっと考えていけるような、そういった取組も検

# [速報版]

討していただければと思います。

続きまして、認知症の条例についてなんですが、こちら先ほどいろいろお話あった中で、基本的施策の認知症月間（9月）に合わせた市民向け啓発イベントの実施とあるんですが、これは例年どおりの内容でお考えでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 昨年度から法律で9月、認知症月間になったということで、それに合わせまして、昨年、映画を上映したところ、大変御好評いただいたということもありますので、まず、今年度も引き続き、映画など、親しみのある取組で理解を深められるようなイベントにしたいというふうに現在考えております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。昨年、地域包括が中心となって、走るイベントがあったと思うんですけども、まちの中を若年性認知症の方ですとか地域の認知症サポーターの方々が一緒になって走るというRUNのイベントがあったと思うんですけども、そういったことも今年は実施は予定していますでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 市内を走る、たすきをつないで走るということで、RUN伴というイベントを、こちらは市が主催というわけではないんですが、市も一緒になって実施をさせていただいておりまして、こちら引き続き実施をされるというふうに聞いておりますので、ボランティアの方も参加されたりですとかということ裾野が広がっているというふうに認識しておりますので、イベントを開催する際はしっかり市としても支援はしていきたいと思っております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。やはり普及啓発については、日常的にそういった認知症の方ですとかと触れ合う機会ですとか、やはり目にする機会が増えていくことでつながっていくと思いますので、関係団体とより積極的に交流していただいて、そういったイベントも広げていただければと思っています。よろしく願いいたします。

次に、資料の2の意見聴取についてなんですが、こちらの意見聴取を拝見させていただいて、認知症への理解がとても高いなという印象を受けました。これ、イベントでのアンケートということで先ほどお話がありましたが、このイベントでのアンケートというのはどのような形で、無作為に、年齢関係なく取ったのか、ちょっとどのような形で取ったのか、お伺いしたいと思います。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 紙のアンケートの聴取につきましては、各地域で行われたイベントですとかで聴取をしまして、例えば認知症関係のセミナーだったりですとか、認知症サポーターの養成講座だったりですとか、認知症カフェであったり、あとは中学校の文化祭でも1か所取らせていただいたりですとか、その場で、参加いただいた方に、アンケートをお願いしますということで協力をいただいた方から頂いたということになっております。

○委員（太田みつこさん） では、どちらかという認知症に関心の高い方からアンケートを頂いたということでよろしいでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） おっしゃるとおり、中学校の文化祭を除いては、基本的には認知症に関連するような催し、イベントの中で聴取をしましたので、参加者の方はやはり一定程度認知症に関心があったり、身近な状態にある方なのかなということは推察されます。

○委員（太田みつこさん） それはやはり、認知症に理解のある方から意見を取ったほうがより具体的な内容が聞けるからということで、そういったところに行ったということでよろしいでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） この市民アンケート、まず、意見聴取の一番初めの取っかかり

# [速報版]

ということで取り組みましたので、そういう意味で、認知症に関するような取組の中で聴取をさせていただいたんですが、今インターネットでウェブアンケートを実施しておりまして、今1,000人を超えるような意見をいただいておりますので、幅広い意見ということでは、ウェブアンケートのところで意見が今後聴取できて分析できるのではないかなというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん）　やはりこのアンケートを見て、すごく関心が高い方のアンケートの回答だなという印象を受けたので、今お話を聞いて理解しました。やはり幅広いアンケートというところでは、今ウェブということもありましたけど、今後そういった認知症に関心がない方たちへの例えばイベント等でのアンケートなどはされる予定は考えていますでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん）　今後の取組といたしましては、今申し上げたウェブアンケートのほかに、各地域包括支援センターの圏域で実施を予定しておりまして、それがワークショップということで考えておるんですが、そこに、専門職の方だけではなくて、なるべく地域の住民の方も参加をいただいて、意見をいただければいいなというふうには考えております。

○委員（太田みつこさん）　先ほどと少し同様になるんですけども、認知症の普及啓発については関心がない方ですとか、やはり知らない方に対して、どのように知ってもらおうかというところで、先ほどのRUN伴は素晴らしい取組だなと感じたところなんですけども、アンケートなので、どういった質問、質問事項にもよるとは思うんですけども、こういったアンケートを通じても、認知症に対して三鷹市がしっかりと取り組んでいるんだという意思表示にもなると思いますので、ぜひ幅広くアンケートを取っていくような形を取ってもらえればと思います。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん）　ほかにございますでしょうか。

○委員（蛭澤征剛さん）　よろしく願いいたします。まず、資料1のほうからです。企画部が多分主体となっていると思うので、質問というよりは、ちょっと意見に近くなる部分もあるかとは思いますが、よろしく願います。まず、風化させないとか幅広い世代が集まって非常に重要なことだと思います。で、ちょっとこの状況を、ごめんなさい、僕、昨年度も一昨年度もちょっと参加をしていないので、どういう状況か簡単に教えていただきたいと、さっき周知の方法があったんで、人がちょっと集まってないとか、そういったことはあったりするんでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん）　まず、昨年度ですと、戦没者追悼式、この8月15日の追悼式ですと、310人ぐらい参加がありまして、その下にあります平和アニメ上映会、こちらについては288人の方が参加しています。あとは、会期中に平和展を展示しておりますので、そちらの展示が会期中にトータルで2,800人来館されているといったところで、平均すると年々増加傾向にはあるといった事業になります。

○委員（蛭澤征剛さん）　ありがとうございます。増加傾向にあるということは、すごくいいことだなと思いました。ただ、本当に風化させないとか幅広い世代にというのであれば、もっともっとたくさん足を運んでいただきたいなという思いはありますし、自分が参加していないで言うのもなんなんですけども。なので、この日がやっぱり各所で同じような式典を開かれているというのがありますし、夏休みということもあって、恐らく市内にいない方も結構いらっしゃると思うんですよね。やっぱり、目的をしっかりと達成するというのであれば、必ずしもこの8月15日にこだわる必要はないのではないかな。僕はどちらかというと、幅広い世代もそうなんですけれども、若い世代にこそやっぱりこういうことは

# [速報版]

周知・啓発していくべきだと思っているので、この日付もちろんすごく重要なことだと思うんですけども、日程を変えてでもやっぱり啓発していくという、そういうことを、どちらかというところ軸足を置いてやっていくべきではないのかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょう。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） 8月15日という日付につきましては、私どもも実行委員会等を行っている中でいろいろな御意見をいただいています。特に近年は、やはり夏の暑さというのもありますし、本当に幅広い意見をいただいています。そうした中で、三鷹市といたしましては、やはり8月15日が終戦記念日だということですので、そういったところでこだわってやっていきたいという思いはあります。遺族の方の中にも、やはり委員さんおっしゃるとおり、8月15日、国でも東京都でも式典を行いますので、そういったところと重なって出られないという方もいれば、逆に、近くで、三鷹市でやっていただけることによって、高齢の方なんかはやはり参加できるというふうに評価していただいている点もございます。日付につきましてはなかなか難しいところがありますが、今回、企画部のほうでは、この部の方針のところには、平和の日を制定するというふうにもなっています。そうした平和の日の制定に合わせて日程の見直しもあり得るのかなと思っていますが、私自身の思いもありまして、やはり8月15日にこだわってやっていきたいなという思いはございます。

以上でございます。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。

では、次の条例のほうですけども、まずお伺いしたいのが、基本的施策の(7)の研究等の推進とあるんですけども、これ、具体的にどういう研究を進めるというふうに条例に明記していくんでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） おっしゃるような具体的な研究の内容というところにつきましては、具体的な内容というところ、やはり、この後、申し上げたんですが、認知症推進基本計画、計画の策定を予定しておりますので、個別具体的なものというものは、どちらかというところと計画の検討の中で明示をしていくことになろうかなというふうに考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。ざっと読んだ中では、別に、この内容としてはとってもいい内容だとは思いますが、やっぱり以前、何かの計画のときにも僕申し上げたんですけども、予防という観点がないのではないのかなというふうに感じているんですね。やっぱりその研究の中でそういうことをしていくべきではないのかなというふうに考えています。実際、認知症の方は増え続けている現状はありますし、軽度の方も合わせると1,000万人ぐらいいると。今、人口減少がやっぱり加速してしまっていて、結局、どこ行っても人材がない。ここでは人材の育成をうたっていますが、結局、将来、人材いません、いませんという結果に結びつくんじゃないのかなと思っていて、そうであれば、これ、厚労省のどっかのあれにも載っていたんですけど、やっぱり一次予防という、発症を遅らせるとか発症リスクを低減させるとか、そういったことに言及されていたので、以前、これ、条例をつくる意味ありますかというのでもここで聞いたと思うんです。これ、条例をつくらなくても、この施策は推進できますよという答えだったので、せっかく条例をつくるのであれば、しっかりそういった予防という観点も入れて、ちゃんと明記したほうが僕はいいいんじゃないのかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょう。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 認知症につきましては、予防という言葉、予防が実際に本当にできるのか、できないのか、あと治療という部分も、今、レカネマブということで、若干進行を遅らせる薬はできているんですが、抜本的に治すような薬はなかったりということで、医学的な見地で治療や

# [速報版]

予防という言葉はどういうふうにする、使うことが適切なのか、こういった趣旨で使うのかといったところが議論が様々あるというような状況でございますので、今のところ、ちょっと予防という言葉は用いてはいないんですが、例えば、(3)の早期発見・早期支援というところで、まず御自身の認知機能の状態を、早く気づいていただいて、認識していただくといった、そういったことは、条例というか、計画の中というか、明記はしていきたいというふうには考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） 予防に関するエビデンスは不足しているというのは僕も調べて分かっているんですけども、だからこそ、このどぐり山がほかの自治体にはない特別な機関で、研究もできるというのであれば、やっぱりそういうところの取組も進めてはどうかと。実際に一次予防という言葉が厚労省のホームページ見ても載っているんで、言葉が。そしたら、それを使うことは不可能ではないわけですよ。確かに、予防にはエビデンスがないからと言われるかもしれませんが、だからこそ僕は研究をするべきだというふうに思いますというわけで、意見を申し述べて終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに。

○委員（紫野あすかさん） まず、平和のつどいということで、この時期、8月15日という時期がどうかという議論が今されたんですけども、例えば、平和を考える日というのは、この日だけじゃなくて、この日だけ人がたくさん来たから成功とか、そういう問題ではなくて、日常的に平和について考える機会が多いほうがいいなというふうに思うんですが、やはり8月15日にこだわってこれまで三鷹市が行ってこられたのには理由があると思うし、例えば、夏はこの日にやるけれども、ほかの日程でもやりますと、市民参加の機会が増えることのほうが大事なと私は思ったんですけども、8月もやって、例えば11月もやるとか、回数を増やすという考え方はできないものでしょうか。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） まず、私ども健康福祉部としては、戦没者追悼式という形を基本的にやっている。平和展等につきましては企画部が行っていますので、健康福祉部としては、やはり戦没者追悼式という式を考えたときには8月15日が適切ではないかなという思いがございます。ただ一方で、やはり先ほどもお話ししました、平和の日の制定ということが今回企画部のほうで、こちらのほうに載っています。そうした中で、やはり平和の日を制定するに当たってはいろいろなイベント等が行われるのではないかと想定しているんですけど、そういったところと一緒にどういったことが考えられるのかというのは、これから考えていく必要があるかなと考えています。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん） 企画部の管轄のことを言ってしまってすいませんでしたが、やはり今、親の世代も戦争体験者がもういなくなっていて、おじいちゃん、おばあちゃんの世代でも、戦争を実際に体験したことを語れるという人がどんどん少なくなってきていますので、ぜひ戦争体験を聞ける機会を増やしていただきたいと要望します。

次に、認知症にやさしいまち三鷹条例の件です。さっき佐々木委員もおっしゃっていましたが、ネーミングについて、福祉Laboどぐり山ファンクラブのときにも言いましたが、やはり言葉はすごく大事で、そのイメージというか、みんながすんなり認知症について考えていけるような条例の名前にしてほしいと思いますし、やはり、認知症にやさしい、認知症という症状に対して優しいまちなのか、認知症になってしまわれた方でもみんな幸せに暮らしていける、安心して暮らしていけるということなのか、みんなで認知症を考えて優しいまちをつくらうのか、何かその辺のネーミングをね、これってもう決めずに、いろんな知恵を出し合いながら考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

# [速報版]

○健康福祉部調整担当部長（隠岐国博さん） いろいろな御指摘をいただいているところです。会議体の中でも、やはり言葉から湧き上がるイメージとか相手が受け取るイメージというのは非常に御意見をいただいております。そういう意味では、条文の中の構成の表現も含めて一つ一つ検討していかなくちゃいけないかなというところで考えてございますので、まさに今お話しいただきました受け取り方というところにも十分、細心の注意を払いながらですね。ただ、皆さんが御納得いただける部分というのがどこにあるのかというのは非常に悩ましいところというようにも考えてございますので、その辺は適宜委員会のほうにも御報告させていただきながら、検討状況については丁寧に進めてまいりたいというように考えております。

○委員（紫野あすかさん） ぜひ、認知症というのがもう誰でもなることであると。そのときに、どうみんなで助け合って、一緒に共存していけるかというような、人ごとではないという観点を持ったようなネーミング、私もちょっと分からないんですけども、そういう観点に立っていただきたいと思えます。

あと、現在行われている地域の意見聴取の結果の報告を見ると、やはり、条例に期待することという中に、早期発見・早期支援というのが52.6%おられると。やはり早期発見できれば、その進行を遅らせることができる。進行してからではなかなか難しいということが今言われていますが、この条例の第2章の中にも、早期発見・早期支援というところが3番目にあって、認知症初期集中支援チームの運用等とありますけれども、この早期発見のための取組については何か、三鷹市としてこれをやっていくとか、これをもっと拡充したいみたいなものはあるのでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 今現在、こちらに記載しております初期集中支援チームが、医療につながらない人を医療につなげるというような取組を行っておるんですが、他市では、検診を市が行ったりですとか検診費用を助成するといった形で検診を推進している取組はあるということは承知していますので、そういった検診に関して何かできることはないかということについても検討はしてまいりたいと考えております。

○委員（紫野あすかさん） 何か、認知症に関してはネガティブなイメージを持たれているというかね、高齢になってきて、認知症になっちゃったらもう終わりだみたいな、もうその事実を認めたくないというか、検診、病院に行って検査することがとても怖いと、認めたくない、なかなか勧めても気軽に検査に病院に行かないという方がたくさんおられます。そのことで早期発見が遅れてしまうということが多いのではないかと思いますので、検診など、早く認知症の検査につなげられるようなところはやはり三鷹市としても拡充というかね、していただきたいんですけども、それは具体的には何かあるのでしょうか。検討されているのでしょうか。

○高齢者支援課長（鈴木政徳さん） 委員おっしゃるように、認知症になると、やっぱり不安というか、怖いということで、検診を控えられる方がいらっしゃるというのはあると思いますので、検診を推進するだけではなくて、実際に検診で認知症になった方をどういった形で支援できるのか、地域でサポートできるのかということも、やはり安心して検査を受けるためには大事だと思っておりますので、例えば今年度はピアサポートということで、認知症の当事者の方が相談を受けるような相談体制の充実というもの、それもやはり検診を安心して受けられる体制の整備になるかなと思っておりますので、こちらは今年度実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） ぜひ、身近な自分事として認知症について考えられるようにしていただ

# [速報版]

きたい。あと、認知症の予防法というのはやはり確立されていなくて、第一人者として研究されている方ですら認知症に御自身がなってしまわれるということなので、これを頑張らなかつたから、予防法を怠つたからなつちやつたんだというふうになるものではないはずなので、誰でもなる、みんながなるのが前提というかね、そのときにみんな生きて、共存していけるというのを三鷹市がしっかりと守りますという立場を貫いていただきたいと思います。

あと、やはりこれは、どれだけ当事者、そして御家族の方たちの声をどれだけたくさん聞いて、それをこの条例に生かしていけるかというのが重要な鍵だと思っています。これから骨格案や、その後、素案などがつくられて、パブリックコメントで意見を聞いてつくっていくということになると思うんですけども、事あるごとに、骨格案のときに、また素案のときに、パブリックコメントを聞く前にも、当事者の意見を細かく聞いて、コンクリートで最初から固めるのではなくて、どんどん変えていけたり膨らませていけたりできるようなつくり方をしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉部調整担当部長（隠岐国博さん） まさに今、御本人にも会議体にも御参加いただいたことを始めました。そういった意味では、しっかりと御本人の御意見をいただきながらということを最優先に取り組んでおります。そういう意味では、なかなか御意見を発信しづらい方には現場に赴いてというところを継続的にしてまいりますので、タイミングタイミングでどういう意見を取り入れられるかというところはあると思ってございますが、そういった御本人様、また、御家族のお考えと御本人様というところがどういう実態があるのかということもこれから私どもで把握する部分もございまして、その辺りは丁寧に進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに。大丈夫ですか、皆さん。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。以上で健康福祉部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 市民部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○市民部長（原島法之さん） よろしくお願ひいたします。本日、市民部からは、令和7年度の方針と重点事業について説明いたします。そして、本日お配りの冊子の1枚めくったところの各部共通の方針につきましては、既に健康福祉部のほうから御説明あったかと思っておりますので、そちらについては割愛させていただきます。

もう2枚おめくりください。4ページになります。こちらが市民部のところとなっております。よろしいですかね。それでは、市民部の方針と重点事業について、上から順に御説明いたします。

まず、1の経営資源でございますが、(1)の組織構成のとおり、5つの課で構成されております。(2)では職員数、(3)では予算規模を記載しているところです。なお、参考といたしまして、職員数の男女比についてですが、正規職員は、男性が67人、女性59人、合計が126人、月額職員は、男性が18人、女性が39人、合計57人となっております。率で申し上げますと、正規職員の女性の比率が46.8%、月額の女性の職員が68.4%となっておりますので、補足させていただきます。

そして、下に進んでいただき、続いて2の方針でございます。市民部は、市役所の顔としての役割を

# [速報版]

担う自覚と誇りを持ち、市民も職員も幸せになれる窓口の実現を目指して、市民の利便性や窓口の満足度の向上だけでなく、働く職員の業務の平準化を図ってまいります。これらの取組を通じて、引き続き適切な事務執行に努めてまいります。2の方針につきましては、以上のとおりでございます。

続いて、下の3番、個別の重点管理事業になりますが、こちらにつきましては、担当の保険課長から詳細を御説明させていただきます。

○保険課長・納税担当課長（佐藤 優さん） よろしくお願いたします。それでは、私からは3の重点管理事業につきまして、厚生委員会への御報告は、保険課の業務に関する部分ですね。まる1、まる2、まる4の3事業となります。

重点管理事業の1点目、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行です。厚生委員会での報告事項は、目標の中の上から3つ目の項目になります。国民健康保険業務のシステム移行につきましては、システム開発事業者がほかの基幹業務とは異なるため、令和8年3月以降を予定しております。企画部情報推進課及びシステム事業者との連携を密に図りながら、円滑かつ安全に移行作業を進めてまいります。

続きまして、重点管理事業の2点目、窓口業務改革（BPR）の促進です。厚生委員会での報告事項は、目標の中の1つ目となります。保険課窓口が市民にとってより快適な環境になるよう、既存のハイカウンターをローカウンターに入れ替えることで、座ってお手続きができるようにいたします。あわせて、窓口端末の位置の変更等も行いまして、窓口動線を整えることを端緒として、職員の業務の効率化にも取り組んでまいります。これらの入替え等の作業は、8月の3連休、8月9日から11日での実施を予定しております。

続きまして、重点管理事業の4点目、国民健康保険制度等の着実な運営です。

1つ目の項目、国民健康保険税の税率等につきましては、本年3月の第1回定例会にて議決いただきまして、4月に改定いたしました。

次に、2つ目の項目につきまして、今年度は後期高齢者医療制度及び国民健康保険の資格確認書の年次更新の年であり、後期高齢者医療保険制度は7月中旬に資格確認書を、国民健康保険は9月中旬に資格確認書、または資格情報のお知らせを送付いたします。昨年12月2日からの保険証の新規発行の廃止以降初めての一斉更新となるため、被保険者の皆様が引き続き安心して医療機関を御利用できるよう、ホームページや広報等を積極的に活用するとともに、資格確認書等に説明用のチラシを同封するなどしながら、引き続き丁寧な周知に努めるとともに、本制度の着実な運営に努めてまいります。

なお、資格確認書の送付ですが、本年3月の予算審査特別委員会において、マイナ保険証の保有の有無に応じて、資格情報のお知らせ、または資格確認書のいずれか一方を発行する旨の御説明をいたしました。しかし、後期高齢者につきましては、令和8年までは全員に資格確認書を交付する運用が令和7年4月3日付の通知で国からお示されました。この通知に基づきまして、東京都後期高齢者医療広域連合が被保険者の皆様全員に資格確認書を交付することを決定したため、三鷹市としましては、その方針に沿って、本年7月の資格確認書の送付の対応をさせていただきますので、ここで補足させていただきます。なお、この変更に係る費用は、既定の予算内で対応いたします。

説明は以上となります。

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

# [速報版]

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。今、御説明を伺いまして、この市民部の部の方針の4ページの方針の中の、市役所の顔として、役割を担う自覚と誇りを持ち、市民も職員も幸せになれる窓口って素晴らしい表記だなと思ったんですが、この市民も職員も幸せになれるという、これはどんなふうにしてその結果というか、測っていくのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○保険課長・納税担当課長（佐藤 優さん） 保険課だけのということではなくて、市民部全体のということになるかと思いますが、昨年度から市民部ではBPR等進めてまいりまして、例えば窓口体験調査などを行って、過去3回行った結果に応じて、そこで参加した職員から感想を募って、運用の変わった窓口がどうなったかというふうなところで、職員動線の在り方、市民動線の在り方等を見ることで、その感想の中から、確かに使いやすくなったねであったりとか、市民目線でも、このところがすごくよくなったというふうなところをデータとして取っているというふうなところもございますし、昨年度行ったフリーアドレスを実施する中でも、フリーアドレスの実施前と、あと実施後のところで、職員の意識というものをアンケートを取らせていただきまして、フリーアドレスにちょっとネガティブなイメージを持たれていたというふうな部分の数値についても、やったことによって、全然、思ったよりもよかったというふうな形でデータとしても見えるような形になっていますので、その実施前・実施後のアンケートであったりとか、事あるごとのところでの職員からの感想であったりとか、あと市民の方からの御意見等も頂戴させていただいた上で、そこら辺の指標というものをみていこうかなというふうにご考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 非常に適時適切に声を取って、風通しのいいというか、雰囲気を感じられて、素晴らしいなと思いましたので、今後も引き続き続けていただきたいと思います。

この中の2番目の窓口業務改革で、先ほど、快適なための窓口ということでローカウンターにされるということで伺ったんですが、ローカウンターにされることによって、ゆっくりお話を聞いていただくという利点がある一方で、待ち時間が長くなるということはないのでしょうか。

○保険課長・納税担当課長（佐藤 優さん） ローカウンターの導入によって相談の時間が長くなる、待ち時間が長くなるというふうなところの御意見いただいたところなんですけども、もう既に国民健康保険、あと後期高齢者の医療保険に伴う異動があってからのお手続というものに関しては、市民課さんのほうでワンストップで受けていただいている部分がありますので、ある程度、保険課の窓口で受けなくてはいけない件数というのは、その部分でちょっと減っているところなんですよね。市民課のほうで受けている手続については、比較的時間がかからないものについては受けていただいているということになるので、保険課に今度来ていただく手続は、長い時間がかかるものであったりとか、あとは異動を伴わない、例えば会社を辞めたので社会保険から国保に切り替えたいよとか、その逆ですね。そういった形のお手続が主になってくると思うので、もともとお時間は比較的にかかっていた部分なんですよね。なので、そこをハイカウンター、立ちっ放しのお手続にするよりは、座っていただいて、ちゃんとお話を聞けるという環境が整いますので、うまくそこは切り分けができるのではないかなというふうにご考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 非常にいい取組だと思いますし、高齢の方が増えるこれからの時代にあって、やはり座って御相談できるということも非常に市民にとっては快適な空間になると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

私からは以上です。

# [速報版]

○委員（太田みつこさん） よろしくお願ひします。私も窓口業務改革の部分で、先ほどのハイカウンターからローカウンターという点なんですけど、やはり車椅子の方ですとか、少し座らないといけない方にとっては、本当に今回の入替え、大変よいなと思っておりますので、待ち時間のことはあると思うんですが、丁寧に対応していただきたいと思ひます。

あと、総合窓口のバックヤードの業務の標準化と平準化ということなんですけど、これ、現在、バックヤードに関して何か課題としてあるものはあるんでしょうか。

○委員長（谷口敏也さん） これは市民部。

○委員（太田みつこさん） すいません。はい、分かりました。

以上です。すいません。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしくお願ひします。同じく2番の窓口業務の改革なんですけれども、この保険課カウンターの入替えというのは、これ、当初予算にちゃんと計上されていたものというのでよろしいでしょうか。

○保険課長・納税担当課長（佐藤 優さん） 委員おっしゃるとおり、当初予算に計上されているものになります。

○委員（蛭澤征剛さん） これ、ちょっと施政方針にページが書いてなかったもので、なぜこれ重点管理事業に、ここ、いきなりぼんと出てきたのかなというのがちょっとお聞きしたいなと思ったところなんです。もし重点事業であれば、最初から施政方針のほうに載せてあるべきことなのかなと思ったんですが、その辺り、ちょっと御説明お願ひいたします。

○市民部調整担当部長（金木 恵さん） 今回のこの経費に関しては、いわゆる特別会計での計上ではなくて、一般会計の中に計上されています。といいますのは、総務部様のほうで所管している、いわゆる市民センターの経費の中の一部という形で経費を積んでいるというようなところもありまして、なかなか切り分けて、これでというところのお示しが難しい状況にはあったかなと思います。なので、全体の庁舎をメンテナンスしていく中の一環に入れていただいたというようなのが今回の経過かなというふうに認識しています。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で市民部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 生活環境部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○生活環境部長（垣花 満さん） 本日、厚生委員会の行政報告は1件、生活環境部の「方針と重点管理事業」についてとなっております。事前にお配りしております、部の方針と重点管理事業のほうをお開きください。5ページになります。

生活環境部の内容となっておりますが、まず、1として、前年度と同様に、部の経営資源を掲載しております。こちらについては御覧いただければというふうに思ひます。

# [速報版]

次に、2の方針です。そこに記載のとおり、生活環境部としては、ゼロカーボンシティ宣言を踏まえた、脱炭素社会、循環型社会といったものの構築に向けたまちづくり、また、町会などの地域活動、産業や観光の活性化による緑豊かで活力とにぎわいのあるまちの実現に向けて、地域の力の再生を図りながら進めていこうといったことの方針になっているところでございます。

次に、3の重点管理事業でございます。記載の中で、まる2の住協活動等支援法人の設立に向けた取組の支援、こちらが当委員会の該当となりますので、説明につきましては鎮目調整担当部長のほうからさせていただきます。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 私から、重点管理事業の2、住協活動等支援法人の設立に向けた取組の支援について御説明いたします。

法人の設立に向けては、設立までの間の法人の呼称を住協活動等支援法人とし、その性格を明確化することといたしました。今後の検討課題としては、法人の種類をはじめ、市、新設法人、そして住民協議会における委託料や補助金等のお金の流れや指揮命令系統の整理、職員の移行の手順、既存の備品等の移管、そして規程の整備などがあります。6月には市職員と住民協議会の事務局長数名を交えたワーキングチームを新たに設置し、おおむね9月中をめぐり一定の整理を行う予定です。また、早期の法人設立を見込んだ会計処理や業務処理の共通フォームを確立するため、令和7年度中に会計システム、給与・勤怠管理システム、そして文書管理システムの導入及び業務フローの検討を進め、システムにつきましては10月までの稼働開始を目指します。住民協議会との合意形成につきましては、ワーキングチーム、事務局長連絡会、在り方検討委員会で協議を行った後、昨年度、7つの住協全体の意思決定機関として再定義した住民協議会連絡会にて確認を行っていくこととしています。

私からの説明は以上となります。

○委員長（谷口敏也さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。1点だけ、この方針の中に、一番下のところに、緑豊かで活力とにぎわいのあるまちの実現に向けて、地域の力を再生する。これ、非常に大事だと思うんですが、具体的にどのような取組を目指していくのか、お聞かせください。

○生活環境部長（垣花 満さん） こちら、例えば商店街振興についてもそうですし、当然、自治会・町会といったもの、それから住民協議会、さらに言うと、環境問題の取組等につきましても、やはり市民との連携、もしくは市民同士の仲間づくりみたいなものが非常に重要になってくると。施策の中では具体的には、例えば、町会がほかの団体と連携したり、ほかの町会と連携することを導いていくような補助金の仕組みだとか、商店会が地域と連携してやっていくことに対するアドバンテージを与える仕組みですとか、そういった制度的なアドバンテージのインセンティブを与える仕組みづくりのほかに、例えば、いわゆる活動、いわゆる市民活動や商店会活動をどう展開していくとそういう組織が出来上がっていくかみたいなソフト的な講演会だとか啓発事業といったものを、もう既に少し始めている部分もございまして、そういったものをしながら、地域の力をもう一回つくり上げていく、コミュニティ創生等にも通じる考え方になりますけれども、そういったことを考えているところです。

○委員（佐々木かずよさん） ありがとうございます。例えば、今おっしゃった自治会ですとか、今、新しい住民の方も非常に三鷹市増えているかと思うんですが、自治会に加入しない方が増えている。こういう中で、入っている方はそれなりにそういった地域に根差していく取組ができるんですが、一方で、

# [速報版]

そういったところに入らない方、市民の方々に対して、別に入りたくない方ばかりではないと私も思うんです。いろいろお話を聞くと、やっぱり何か、皆さん忙しいので、そういったところに入ると大変だとか、忙しくなるとは困るとかというお声があって、ただ、時に、つながれるときにつながりたいみたいなお声を最近よく伺うことが多くなりましたので、個人の方が何かつながれるような仕組み、今おっしゃった、例えば環境問題ですとか、これ非常に多くの方が意識があると思うんですが、こういったものに関して、多くの市民の方を糾合して、そういったテーマごとであれば何か協力したい、参加をしたいというような仕組みというんでしょうか、そういったことの検討はされるか、伺ってもよろしいでしょうか。

○生活環境部長（垣花 満さん） 委員さんおっしゃっていただいたとおり、やはり、例えば町会等に入らない理由として、よく活動が見えない、これは見える化していく必要があるんですけども、ハードルが高い、怖い、入ると何か、あんまり面白くないみたいなことをよく聞きます。私たち、町会とかそういったものに対しては、まず見える化をしていこうということで今コミュニティ創生課のほうで取り組んでいってもらっています。それから、大事なことは、町会側も変わっていく必要があって、やっぱりハードルを下げたあげるといことと入ったら楽しくさせてあげる、こういう2つないと、やっぱり今の若い方たちはなかなか入ってこないんじゃないかなというふうに思っています。御質問の、それとはまた別の緩いつながりをたくさんつくっていくような仕組みというのが、まさに例えば協働センターとか、あと住民協議会、要は、あそこに人がたくさん集まる仕組みをつくろうというのはそういうことで、いろんな考え方がありますが、1つの考え方としては、人が集まる場所にコミュニティができますという考え方があります。初めからテーマを掲げて、集まれというやり方も1つですけども。ですから、そういった、人が集まる場所をつくってあげて、何かやりたいといったときに手助けをしてあげる、私たちは中間支援という言い方を、ちょっと堅いけど、していますけれども、こういうふうにして組織はつくるといいよ、仲間づくりはこうしていくんだよみたいなことを見せてあげるようなやり方、もしくは、そういったものに入りやすいように、そういう活動があるよというのを地域に知らしめるために、今、住協のホームページに地域掲示板というのを作りました。今、共通化したので。そこに例えば仲間集まれみたいな、そういったことも今、仕組みとしてできています。そういったものをいろいろ組み合わせながら、やっぱりちょっと入りづらいものを入りやすくしてあげる、入るからには楽しくしてあげる方法を入れる側も考えていくというようなことを両面から考えていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

ちょっと長くなって、すいません。

○委員（佐々木かずよさん） ありがとうございます。すばらしいと思います。今伺った、地域掲示板があると、仲間集まれということでやっていらっしやると伺ったんですが、ここにたどり着けない。例えば、三鷹に新しく引っ越してきた方が何かネットで住民協議会と引くかという、そうではないと思うんですね。ここにたどり着きやすい広報だったり、こういうのやっていますよという発信がもっとあれば、非常に賛同を得るのではないかなと思うんですが、その辺の取組、どのようにお考えになっているか、伺ってよろしいでしょうか。

○生活環境部長（垣花 満さん） この情報をどう伝えるかというのがやっぱり常に最大のテーマでして、どうすれば伝わるかってなかなか難しいんです。例えばホームページとか広報とか、もちろんいろんなことをやりますけれども、今度はこっち、受け取る側のアンテナの問題があって、やっぱり書い

# [速報版]

てあっても見過ごしてしまうとか、関係ないなと思ってしまうとかいうこともございますので、最後の1センチのところは、やっぱり周りにいる人、それこそ本当コミュニティの働きだとは思いますが、そういうことを利用していくというのが1つ。それと、今ちょっとコミュニティ創生課のほうで、先ほどの見える化というのと共通するんですが、いわゆる新しく入ってきた方々に地域のコミュニティの入り口を教えてあげるようなものをちょっとうまいこと配れないかというか、作れないかということによっておりますので、その件に関しては今、鎮目からちょっとお話しします。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 地域活動の見える化というテーマにつきましては、今年3月に策定したコミュニティ推進計画2027でも、非常に重要な事業として掲載しているところです。例えば町会・自治会で申しますと、今年度の事業として、町会・自治会ハンドブックという冊子を作成し、この冊子を来年の1月から転入者の皆様にお配りするとともに、この作成に当たっては、市内の大学と連携をして、企画段階から入っていただき、冊子が完成した暁には、その大学のほうにも置かせていただいて、学生の皆さん、あまり町会・自治会の実情とか、自分が入れるかどうかよく御存じないという方も多いので、そういう方々の掘り起こしをさせていただくということで、今、大学等と協議を進めているところです。このハンドブックの詳細につきましては、今後の厚生委員会のほうでも行政報告をさせていただく予定でおります。

住協のほうにつきましては、先ほど垣花が申し上げたように、昨年度、それまで事業者もデザイン等も全てばらばらであったウェブサイトを統一して、同じような見方ができるホームページ等にリニューアルをしまして、そのこの全体の入り口がポータル的にありまして、市のホームページからそこへ飛ばすような仕組みをつくったところで、まだ、ただ、導入してから間もない状況でございますので、情報のやっぱり更新頻度ですとか、機能をうまく使いこなせていない部分がございます。ここににつきましては、継続して現在もワーキングチームをつくって、各住協の事務局職員の皆さんに参加していただいて、こういうページはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかですとか、ここはこういうふうにしたほうが分かりやすいということで、今、情報共有を図りながら、なるべく効率的に情報が発信できるように今継続して取組を進めているところです。そうですね。繰り返しになってしまうかもしれないんですけど、本当に新しい方に入っていただくために大きな障害となるのが、やっぱり、まず情報が分からない、たどり着けない。そこで、この計画、個別計画の中では、4年間の計画期間の中で様々な地域活動の見える化ということをやっていきいたいというふうに考えています。その一端が、ウェブサイトを統一したことであったり、町会・自治会のハンドブックを作ったりすること、そして、さらにこの先の計画期間の中では、市民協働センターと連携をして、私どもコミュニティ創生課は住民協議会と町会・自治会を事務として所管しているわけですが、先ほど委員のお話にありましたように、様々な目的別に活動を行っている、テーマ型団体と言われるような、そういった地域団体も多数、最近は活動されています。そういう団体につきましては、以前より、市民協働センターが拠点となって、いわゆる「つながり・ささえる・つむぎだす」というような活動をされていますので、今も市民協働センターと連携をしながら、できれば最終的には、例えばデジタル地図上に、どこに地域団体があって、住協があって、町会があって、そしてテーマ別はどこにある、例えばそれがフィルターで入れ替えて見ることができたりというような、そういった見える化、デジタル技術を活用した見える化ということもできればいいなということで今検討を進めているところでございます。

私からは以上です。

# [速報版]

○委員（佐々木かずよさん）      ハンドブック、本当に楽しみにしております。

先ほど町会の見える化ですとか、また町会側のハードルを下げることも大事だと伺ったんですけども、私もそれは同感なんですけど、ただ、この町会の方々自身が、何ていうんでしょう。長く入っていらっしゃる方は、これでいいと思っていらっしゃるりとか、見える化と言われても、どういうふうにしたら見えるのかということが分からないような方々も多くいらっしゃると思うんですけど、その辺は市がサポートをして、教えていくと言ったらちょっと言葉が、語弊がありますけれども、何か共に進んでいくという認識でよろしいでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん）      ちょっと1点、先ほどの答弁に補足をしまして、町会・自治会ハンドブックなんですけど、これは市の予算を作成の経費に充てていませんで、いわゆる市民便利帳の手法を使いまして、市民便利帳、株式会社サイネックスという事業者と市が協働して長年やっているものですが、こちらからサイネックス側に提案して、そういうものを、サイネックスとしても初めての取組として、広告と一緒に集めることで経費をかけずにやりませんかということで今提案をして、協議をしているところなんです。ですので、ちょっと予算のほうには載ってこないというような、そういう状況になっています。

そして、今の再質問のほうに戻ります。

町会・自治会の活動の見える化についてです。ごめんなさい。すいません。ちょっとさきの質問に熱中してしまいました。そこにつきましては、令和7年度の市の事業として、従来のデジタル相談サロン事業といって、コミュニティ・センターを会場に行っていた、デジタルデバイス等の使い方の基本的な操作の支援を行っていたものを拡充しまして、令和7年度から新たに地区公会堂を拠点に、町会・自治会の運営側の方が、例えばSNSを導入して、町会内の回覧板や様々な情報共有をSNSでやりたいという団体が、ヒアリングをしたところ、数団体出てきましたので、そこにまず1点、専門家を招いて、導入までサポートして、どういうSNSがいいか、そして導入にはどういう作業が必要で、どういうふうにセットアップすればいいのか、そこまで寄り添って行う支援が1つ。そして、その町会で今度は使う側の会員の方がどういうふうにその立ち上がったSNSを使えばいいのかということで、使う側の方の、初心者の方の地区公会堂を会場にしたデジタル相談サロン事業の町会・自治会版というものを併せて実施する予定です。これで5団体ほどの予算で今組んでいるんですけど、今、町会のほうに案内をしまして数週間たっていて、ほぼ、5枠、4枠という形で今の状況でも問合せが来ていまして、やっていただけそうなどころがありますので、場合によっては、例えば来年度以降、ニーズが高いようであれば、もう少し拡充して、よりデジタル技術の活用を促していくことで、少しでも見える化に貢献できたらと、そのように考えております。

以上です。

○生活環境部長（垣花 満さん）      町会の皆様の例えば考え方とか、あと町会の在り方をどうしていくかというところのいわゆるスタディーの部分というのはなかなか難しいんですけども、1つ、例えば私たちがやっている中では、がんばる地域応援プロジェクトとか、そういったいろんな事業の中で必ず交流の場をつくるようにしているんですね。例えば情報交換、どういうふうにそれやったのとか、どういうふうにすればできるのという、ほかの団体との交流を通じて気づいてもらうやり方、それからもう一つは、今後住協で展開していくかもしれませんが、いわゆる自分たちがどうしたら変わっていけるかのやっぱりちょっとした啓発的な講習会だとか、そういったものも含めて、ちょっといろんな外部情

# [速報版]

報を入れていかないとなかなか変わらないんですよ。やっぱり昔からやってきた募金だとか、そういったスケジュールを1人2人で頑張っていらっしゃる町会さんも多くて、でも、それやらなくても、こっちだけでもいいんじゃないのと言うと、やんなくていいんですかと聞かれることもあり、だから、それはやっぱり、任意団体ですので、自分たちがやりやすいように、地域のつながりを途切らせないことが一番の目的なので、それでいいんだよというようなことに気づけるような場をつくれるようにということで、今、がんばる地域応援プロジェクトのようなものもコミュニティ創生課のほうで頑張ってもらっていますので、そういったものを通じて気づいてもらえないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 様々、取組ありがとうございます。今伺ったデジタル推進についても、もう今応募があるということで、例えばそれがうまくいくと、横展開というか、いずれは少しずつ市内の中でも広がっていくというふうな取組につながる展望があるということではいるんですけども、それでよろしいですか。すごい変な質問ですね。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 再質問にお答えいたします。SNSといいますが、多種多様な今媒体がございますが、やはり主にニーズはLINEに集中しているようなところがございますので、LINEのユーザーというのはもう既に9,000万人ぐらいいるというようなこともございますので、恐らく、我々の支援だけではなく、日常的にも使われる頻度というのは増えていくと思われまので、そこがうまくかみ合うことで普及が進めばいいなという、そういうふうな見込みであります。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） ありがとうございます。

最後に、先ほど、がんばる地域応援プロジェクトで情報交流して気づきを与えていくということで伺ったんですけども、本当におっしゃるとおり、長年町会を頑張ってきた方というのは、本当に例年決められたことをきちんとやっていたら、それが本当にやらなければいけないことだというふうに思い込んで、思い込んでいるというか、そういう方が多いと思うんです。このがんばる地域応援プロジェクトに出ていかれるような団体とそういうことすら知らない、それを知らない、その存在を知らない、そのつなぎというのを、それを教えていく役割も市のほうでやっていかれるという認識でよろしいですか。こういった取組やっていますよ、そこに聞きに来ると新たな情報が得られますよ、今の時代こういったことがありますよという情報提供を市のほうから教えていくということはお考えですか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 再質問にお答えします。がんばる地域応援プロジェクトの申請団体は、おっしゃるように、やはり繰り返し申請していただく団体が多くて、新しい団体にとっては少しハードルが高いと感じられる部分もあると思います。その進め方につきましても、基本的に、申請する、本当に雑談のレベルで相談をしていただいて、どうすれば事業として立てつけができるかといったところから相談には乗っているんですが、そして、その御案内についてももちろん市で把握しているおおよそ100団体には全て同じタイミングでしているところなんですけれども、実際に出てくださって、申請して下さっている方々と交流会などでお話をしますと、やはり壇上に立ってプレゼンをするというのは結構緊張したりですとか、やったことがないのでごくハードルが高いというふうなお声もいただいていますので、その辺りはこれから事業の手法として見直しですとか改善が必要だなど思っています、この事業は市民協働センターとも一緒に連携してやっている事業でもありますので、そうした町会・自治会の皆様のお声をきちんと反映しながら改善に努めていければなというふうに考えていま

# [速報版]

す。

以上です。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願ひします。いよいよコミュニティ創生基本計画2027の具体的な施策について動き出すんだなというふうにも実感しているところなんですけども、改めて、この法人設立に向けて、先ほど諸課題という内容、具体的な内容を伺ったんですが、住協関係者の方々への理解というのはされているんでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） ただいま、住協の法人化、住協活動等支援法人の設立に向けた住民協議会への理解のお話だったと思います。ここにつきましては、当然、住協の会長、副会長さんにつきましては、住民協議会在り方検討委員会や住民協議会連絡会でその都度、こちらから資料をお示しし、現時点での検討状況などを丁寧にお話はしております。それとは別に、コミュニティ推進計画、そしてその前のコミュニティ基本法、コミュニティ創生基本方針の策定の段階でそれぞれ2回ほど、全2回ずつ住民協議会を回らせていただいて、役員会のほうに出席をさせていただき、その際お話をしてきたところです。ですが、この内容につきましては、詳細というのはもちろんこれから、令和9年度末に向けて詰めていくところがございますので、今の時点では大まかな方向性、どうしてそういう法人化が必要なのか。法人化については、市から法人化をしてほしいとお願ひしたという形ではなくて、あくまで住民協議会の在り方検討委員会の中で住協側から市のほうへ提言書という形で、法人化すべきだということも頂いているところもあるんですが、委員の皆様全てそういう状況を御存じなわけではありませぬので、今回の名称を——かつては法人の名称を、住民協議会の事務局機能の法人化というちょっと分かりにくい言い方をしていたんですが、やはり説明でいろいろ回っている際に、住民協議会がなくなっちゃうんじゃないかしらというような誤解が結構あることが分かりまして、そのため、設立までの期間なんですけど、あえて住協活動等支援法人とすることで、住協本体は残って、それを支えるための法人ができるんだというのが一目瞭然で分かるように、そういった工夫をしているところです。今後もちょっと丁寧に、検討が進む段階で折を見て個別に回って説明していく必要があるなど、そういうふうにも考えています。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。そうですね。市のほうから役員会のほうにはいろいろ逐一説明があるかと思うんですけど、やはりそこに所属している委員さんまで内容を把握するというのが、各部会がしっかりと話していかなきゃいけないと思うんですけども、なかなか、関わっている方たちたくさんいらっしゃいますので、住協がどうなるのかということにもつながっていくことかもしれないので、ちょっとその辺はしっかりと、住協、今後、こういう意図があって法人化していくんだよというのを改めて、直接的な説明もそうですし、市のほうの広報のようなものでも発信していく必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） ただいまの再質問にお答えいたします。今質問委員さんおっしゃった部会等の説明というのは私たちも非常に重要だと思ひていまして、実は計画策定後、西部地区住協の総務部会の研修会に招かれまして、お伺いをして、計画の中身から特に法人化のことについてなど御説明して、2時間ほど、ワークショップみたいな形を取って、理解を皆さんにさせていただくような取組を先日行いました。そして、今月の30日にも、今度は東部地区の住協の同じくそういう部会のほうから、ぜひ説明に来て、いろいろ意見交換をしませんかということでご招待いただきましたので、そちらのほうでもそういった説明をしていこうと思ひます。これはこれから法人化、設立まで、期

# [速報版]

間がたてばたつほど細かいことが決まってくるので、こうした流れをやっぱり並行して、ほかの住協にもお声がけいただければ、こちらからちょっと強制することは難しいので、お声がけいただければ、可能な範囲で対応していきたいなというふうに考えています。

○委員（太田みつこさん） ぜひよろしくお願ひします。やはり役員会、部会のところにどう落ちていくかというところは、私自身も、委員のときには知らなかったけど、役員会に入って知ることたくさん多かったので、その辺、例えばペーパーとかでもいいと思うので、法人設立に向けて、こういう意図なんですというのを、その部会の方が話さなくとも伝わるような形で、各委員の方にも知ってもらうというの必要ではないかなと思っておりますので、ぜひ御検討のほうをお願いいたします。

また、今回の具体的な内容はこれからということですが、この住協の大きな変革というのは今後の活動参加へのきっかけにもなると思いますので、ぜひ、住協がこういうふうに変化していくよということをはか市民の方に示していただく必要もあるかと思いますが、お伺ひします。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） ただいまの質問にお答えいたします。先ほど、部会のほうで説明に伺ったというお話をしたんですが、やはり住協の委員の皆様もすごく危機感を感じておられて、担い手、世代交代がうまくいくのかということ、それぞれの住協でいろいろお悩みされているなというのがよく分かるんです。そのときに、やはり、ほかの住協はどういうふうに行っているんだという情報がなかなか部会レベルまで落ちていかないというような現状もございますので、そこはやはり丁寧にやっていく必要があるかなと思っております。それと、法人化につきましては、役員会での説明をした際に、部会等にもお配りいただけるようにペーパー資料はもう既にお配りをして進めていますので、ここについても継続して、検討段階が進むごとに、役員会に参加していない方でも分かるような情報伝達というものをよく注意してやっていこうと思っております。

（「市民の方に向け」と呼ぶ者あり）

市民の方に住協がどうかということですよ。なかなか、市側からの発信でやるというのは、今の時点でちょっと、どういうイメージでやるのかという明確なイメージを持っておりませんが、やはりここから令和9年度末の設立に向けて劇的に意識改革がされるんだろうなと思うんです。それは、推進計画の中の4つの施策の柱の1つに入れてあるんですけれども、住民協議会の組織改革と意識改革という言葉で、方針では実は意識改革って入れてなかったんですが、計画策定で骨格案等の説明で意見交換させていただいた際に、やはり委員さん自身の意識を変えることが一番重要だということを委員の皆様がおっしゃっていらっしゃいましたので、私たちもそこで意見交換をしながら、どういう形があるべき姿なのかということと一緒に話させていただいて、それが固まれば当然市のほうとしても市報やホームページ等を使って御案内しようと思ひますし、また、住協のほうでも会報等で周知に努めていただこうと、そういうふうに行っているところですよ。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。引き続きそちらのほうも進めていただければと思ひますし、委員の方たちの意識改革もそうなんですけども、こういった大きな変革の中で、活動する方、人材を増やしていくということも大きな目的になると思ひますので、そういった意味で広くこの住協の変革というところを、住協マターなのか、市がどういうふうに進めるのかというのは検討だとは思ひますが、ぜひこの大きな改革の中で、住協で活動してもいいなと思ひ方たちが増えていくような、そういった発信も検討していただきたいと思ひます。

あともう一点、そういった意味で、今年の住民協議会の、各住協のコミュニティまつり、この辺も大

# [速報版]

きな変革の中で開催していくようになると思うんですが、各住協のそれぞれの特色があるコミュニティまつりだと思っただけなんですけども、そういったところで、今、住協の変革、今後の方向性みたいのを発信していくような機会にもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 再質問にお答えいたします。コミュニティまつりにつきましては、昨年度もそうなんですけど、実は、全く当然同じように開催しているわけではなくて、例えば大沢住協などは、例年2日間開催していたものを1日開催にして、より準備などに地域の方が参加しやすいようにしたり、試行錯誤しながらいろいろ進めている実情がございます。ただ、その中でも、例えば、細かい話になってしまうとあれなんですけれども、今までやっていたことを見直そうという考え方は、これはどこの住協さんも持っていて、ただ、難しいのが、そうはいつても、コミュニティまつりなので、あんまり凸凹しても難しいところがありますので、先ほど申し上げた在り方検討委員会事務局長連絡会で現場の声も拾いながら進めているところではございます。ただ、コミュニティまつり、非常に多くの方が参加していただく貴重な場でもございますので、そういった場でも、法人化をはじめとした住協活動の周知というのは、こちらの市側のほうとしても支援していきたいと、そのように考えています。

○委員（太田みつこさん） ぜひ、住協の担い手となる子育て世帯ですとか、引退した方々もたくさんいらっしゃると思いますので、今後の住協の変革していくというような状況もそういった場でお伝えしていただきながら、法人設立に向けて、いろいろ課題、たくさんあると思うんですけど、進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますか。なし。

○委員（紫野あすかさん） すみません。やはり住民協議会はね、地域のコミュニティ行政にとっても、地域の市民にとっても、すごく大事なところだと思いますので、その中で、ちょっと市民の方から聞いている意見としては、令和6年度に導入した予約管理システムのことなんですけれども、やはり、高齢者のサークルの方たちでは、スマホとかパソコンに明るくないので、誰が申し込むのということでもすごくもめたと。しょうがないから、私はスマホは使えなくて持っているだけなんですけど、私しか持っていないから、やることになったけれども、もうとてもしっかり自分が申し込める自信がないと、何かすごく、夜も眠れないぐらい、どうしようか、困って、悩んでという話を聞いてね、やはりどうしても高齢者の団体、利用者さんだと、そういう方いらっしゃると思うんですよね。中には目の悪い方もおられたりして、直接窓口で掛け合いに行ったという方もいらっしゃったんですけど、やはりそういう人たちもおられるので、予約管理システムの移行については、かなり柔軟性を持った予約の取り方というのは丁寧にやってもらいたいなと思ったんですけど、その辺は現状いかがなんでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） ただいまの質問、施設予約管理システムについてお答えいたします。施設予約管理システムは、今年の3月20日に連雀コミュニティ・センターと井の頭コミュニティ・センターに先行導入し、その後、6月1日から残りの5施設でも稼働しています。窓口での対応等でも、全ての施設にタブレットのiPadを設置いたしまして、御自身でできない方やなかなか操作に不慣れな方につきましては、窓口で職員が付き添いながらその操作をサポートするということをしています。特にやはり遠慮してしまう方が多いと思うので、くれぐれも、そういう困っている方がいたら、むしろ積極的にお声がけをして、一緒に入れてあげられるように、そういうサポートを当面取

# [速報版]

ってほしいということで常々お伝えしています。もちろんそういう方もいらっしゃいますし、ただ、そんなに複雑な仕組みではございませんので、一緒に見てやっていただくと、大体二、三回やると、ああ、もう分かった分かったということで、慣れ、習熟できるような程度の難易度だとは聞いていますが、当然、今後このシステムを運用していくに当たって、今まだ稼働したてでございますので、様々なお声を拾い上げながら、小規模な改修などをして、改善できるところは改善に努めていき、使いやすいシステムにしていきたいと、そのように考えています。

○委員（紫野あすかさん） 実際はその方に、これなんだけど、見てと言われて、私もやってみようとしたんですけど、確かにちょっと複雑なのかなという印象はあったんですが、そのシステムを改善していくとかソフト面で何かこう、そういう意見はたくさん来ているんですか。使いにくいとか困っているとか、実際にできなかったとかということは実際、今のところはないということでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 再質問にお答えいたします。今、現時点では、稼働したてということもありますが、特に操作ができない、あまりにも難しいというようなお声は届いておりませんが、ただ、そう感じる前に、窓口に来ていただければ、むしろ積極的にお声がけをしてサポートするということが心がけてほしいと、そういうような対応でやっております。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。終わります。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。

ほかにはないですか。大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で生活環境部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。再開を1時10分で。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 子ども政策部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） では、まず最初に、既にお配りしております部の方針と重点管理事業から御説明いたします。ページは8ページになります。

子ども政策部、まず、1、経営資源でございます。組織としては、記載のとおり、5課ありまして、ほか、保育園、それから多世代交流センター、子ども家庭センター、子ども発達支援センターというセンターを持っております。職員、予算規模については、記載のとおりでございます。

方針2ですが、子ども政策部といたしましては、全ての子どもの権利を守るということで、引き続き児童虐待への適切な対応及び予防に取り組む。そして、令和8年度制定を予定しておりますが、子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けて取り組んでまいります。また、令和6年度、昨年度3月に策定いたしました三鷹市子ども総合計画、こちらを実行し、子どもを中心とした切れ目のない支援、それから地域での相談体制の構築、子ども・若者支援事業の推進、保育園の待機児童ゼロの継続、こちらはまた後ほど説明いたします。子どもの居場所づくり等に取り組み、全ての子どもの健やかな成長を支援してまいります。

では、重点管理事業について順次説明をさせていただきます。

まず、1、子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組でございます。こちらは後ほど個別に行政報告でございますので、詳細はそちらで御報告させていただきます。

# [速報版]

続いて、2、子どもの居場所づくりの推進でございます。こちら、施政方針では87ページが、2、子どもの居場所づくりの推進が該当いたします。まず、地域の民間団体への補助の拡充ということで、今年度から新たに開始いたします生活支援の補助を行います。それから、ポチの2つ目、子どもの居場所に関する基本方針の策定ということで、3月、今年度末を予定しておりますが、子どもの居場所の在り方についての市の考え方についての方針を策定する予定でございます。それから、87ページでいくと、3になりますが、三鷹幼稚園跡地の利活用の検討でございます。まだ現在のところ地権者さんでの建物の整備の段階でございますが、進捗状況を見ながら、利活用の検討を進めてまいります。

続きまして、3、保育園における子育て支援機能の充実でございます。施政方針では89ページになります。89ページの7が該当いたしますが、まず、1つ目としまして、在宅親子向けの講座・プログラムの実施施設を拡充いたします。今年度につきましては、これまで2園だったものに対して3園増やし、合計5園での実施といたします。それから、保育施設相互連携事業の本格実施ということで、昨年度、試行的に七小エリアで行いましたが、今年度から本格実施といたしまして、新たなエリア、今、第五中学校のエリアでの実施も予定しているところでございます。

続きまして、4、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援の実施でございます。こちら、施政方針の96ページ、予算は衛生費になります。96ページの上段の3というところでございますが、こちら、これまで電子ギフトということで支給しておりましたが、法改正がございましたので、今年度から現金給付——振込になりますが——で行うことといたします。妊婦支援金の支給としましては、今年度、ゆりかご面接等実施して、給付自体は6月、今月からとなります。あわせて、必要なシステム改修を夏までに終える予定となっております。

続きまして、5、私立幼稚園・保育園の定期的な預かりによる子育て家庭への支援ということ。ページでは、すいません、90ページと132ページで、飛びます。132ページは教育費で幼稚園のほうですので、参考としましては90ページのほうになります。まず、ポチの1つ目ですが、東京都の補助事業を活用いたしまして、多様な他者との関わりのお機会創出事業の実施をいたします。それから、ポチの2つ目ですが、こちら法改正ございまして、国でこども誰でも通園制度が始まりますので、令和8年度の実施に向けた準備・検討を行ってまいるのでございます。

では、続けて、個別の報告事項について、担当の課長から説明をいたします。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 私からは、項目の2番目、保育所入所状況について御報告させていただきます。資料1を御覧ください。資料1になります。表内の数字は、地域型保育施設を含めた認可保育所の入所状況となっております、対象は三鷹市民になります。

まず、表の中の総数の列のうち、上から2行目、(1)の4月1日入所申込児童数は4,195人ですが、その下の行、入所児童数は4,069人で、差引きは126人となっております。また、さらにその下の行、国の定義による待機児童数算出における除外者数、こちらは特定の園だけを希望されている方ですとか育児休業の延長が可能な方などに限りますけれども、こちら同数の126人でしたので、結果として令和4年度から4年連続で待機児童数ゼロを達成することができております。4月1日時点の就学前児童数は、前年度と比較するとマイナス368人となっております、1年で300人から400人減少している傾向は過去三、四年と同様となっております。一方で、これまでと変わった傾向としまして、上から2行目、4月1日入所申込児童数が、こちらがマイナス154人と大きく減少していること、ここが今年度の特徴の1つとして考えております。これまで、就学前児童数は減少してきたものの、共働き世帯の増などによっ

# [速報版]

て保育所の利用率が毎年2から3%伸びておりました。そのため、4月の保育所の入所申込者数は大きく減少することがありませんでしたけれども、今年度は、これまで減少していた幼稚園に通う児童の割合が前年度比でほぼ横ばいになっているということで、こうした傾向が出てきているのではないかなと考えているところです。

なお、国の定義による待機児童数、ゼロとなっておりますけれども、兄弟で同じ園に通えないといった御意見もいただいておりますので、選考方法等について、改善できる点につきましては引き続き検討していきたいと考えております。

私からは以上になります。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 私からは、お手元の資料の2、三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組について御説明申し上げます。

まず、1番のところです。仮称の三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会についてです。三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けまして、条例の素案について御検討いただくことを目的とした検討委員会で、5人の専門の委員さんで構成しております、こちらを設置したところでございます。会議の開催状況ですが、そちら、記載の表のとおりでございます。第1回から第3回までが既に開催が終わっているところでございます、この後、第4回から6回までを開催いたします。第1回は11月、第2回が2月、第3回が5月でございます。この後、予定ではございますけれども、8月、10月、そして年が明けての1月ないし2月に開催したいというふうに考えているところです。検討している内容、あるいはこれから検討する内容は、そちらの表にございますとおりでございますが、第1回には、この条例についてと人権を尊重するまち三鷹との位置づけのようなお話をさせていただき、12月に開催するということにしておりました子どもによるワークショップ、そちらの実施についてお諮りしたところです。2月は、子どものアンケートの実施についてと、それから条例の骨格の素案について検討しました。5月は同じくアンケートの実施についてと素案（案）についてということで検討したところです。この後、第4回から第6回までは主に条例の素案（案）について詰めていくこととなります。

次に、大きな2番です。子どもへのアンケートについてです。この条例は、趣旨としては、子どもたちのために大人がどんなことをしていくのか、守っていくのかというようなスタンスで定めてはどうかということで今、検討委員の方々から御意見を頂戴しているところでございますけれども、そもそもの当事者の子どもたちの声もしっかり聞く必要があるでしょうということで、子どもたちからアンケートで意見をもらうという形になっております。いただいた御意見については、条例の素案へ反映させていきたいというふうに考えているところでございます。実施の方法なんです、それぞれ通われている学校等によって、私どもが働きかけの仕方が違ってまいりますので、幾つかに分けております。主、そこにお示した3通りの実施の仕方を考えております。一応、小学生から18歳までを対象とした内容でアンケートをしますが、これも検討委員から出た御意見ですが、18歳終わってまだ間もない、19歳になったばかりという方にも、18歳までの頃にどういうことを考えていたのか聞いてみるというのは1つ、いい中身が聞けるかもしれないということで、ぜひ18歳にとどめない範囲で聞いてほしいという御要望がありましたので、19歳以上の方についてもお答えいただけるような形で考えたところです。

まず、表の一番左でございますけれども、市立の小・中学校に通っていらっしゃるお子さんたちに対しては、配付されているタブレットを活用して、学校で取り組んでいただくという形にします。授業の時間になるのか、ちょっとした空き時間になるのかは、それぞれ学校にお任せしているところござい

# [速報版]

ますけれども、クラスごととかによって、この今回の条例のアンケートの趣旨ですとか条例に関する理解が違いますと、アンケートもぶれてしまうということなので、説明の動画を私どもで作成いたしました。それを皆さんにまずは見ていただくと。それを見ていただいた上で答えていただくと。それを見ても、子どもたち、まだ疑問が湧いたりとか質問とかも出てくると思いますので、取り組んでいただく先生のためのマニュアルみたいなものも作成して、お渡しするというにしているところでございます。それから、欠席されたお子さんについてもぜひ、様々な理由で御欠席、当日だけかもしれませんし、長く休んでいらっしゃるお子さんもいるかもしれませんので、そういうお子さんの御意見もぜひお聞きしたいということで、そういう方には担任の先生から保護者宛てにしっかりと御案内していただくということをお願いをするところでございます。

それから、市立以外の小・中学生につきましては、こちらは市のホームページですとか広報紙、これは次の号で御案内することになる予定ですが、そちらを御覧いただいて、ホームページのほうにやはり説明の動画をアップしますので、それも見ていただいた上で、回答フォームを使ってオンラインで回答していただくということを考えています。なお、市内にある都立、私立の小・中学校については、直接お邪魔させていただいて、趣旨を御説明させていただきました。その上で、チラシを学校にお渡しして、それを配付していただくという形で、ホームページや市報だけでなく、直接お手元にチラシが届くというような形にしたところでございます。それから、併せて市内の公共施設にもチラシを設置して、目に留まった方にはぜひそれに取り組んでいただきたいということで設置を考えています。

そして、高校生なんですが、なかなか年齢的に学校でという形で一括してお答えいただくのも難しい、また、御興味をお持ちいただけるかどうかやや不安な部分もありますので、こちらは一人一人、年齢で抽出いたしました。はがきで直接御本人宛てに、市としてこういう取組をしていますということで、ぜひぜひ御意見お寄せくださいということで、はがきのほうにQRコードをやはり記載して、オンラインで回答ができるようにと。こちらもちろん動画は見ていただくことができる形になります。そういう形で実施いたします。

19歳以上の方も、質問としては、18歳までの方ですが、御意見のある方は御協力お願いしますというように形で、やはり同じようにQRコードからお答えいただけるようにするところでございます。

資料の後ろのページですけれども、説明の動画です。先ほど申し上げましたように、子どもたちが皆、共通理解の下に回答していただけるようにということで説明の動画を作成いたします。調整中で、間もなく出来上がると思いますけれども、子どもの権利についてということでまず説明があります。それから、今回の子どもの権利に関する条例というものをつくりますよと、皆さんからいただいた意見がここに反映されますというような説明が入ります。そして、最後に、タブレットでお答えいただくというような形になったりしますので、どういうふうに答えていくのかというような説明も中に入れる形になります。そういった説明動画を準備してございます。

回答フォームでございますけれども、こちらは、全学年の子どもが理解して回答できるようにということで、小学生向けと中学生以上向けの2種類を用意しております。質問の中身は同じですが、小学生には、小学生に分かりやすい表現に努めたつもりでございます。中学生以上の方は、大人に話しかけるよりももうちょっと軟らかい説明になっているかなと思いますが、まあまあ、中学生以上の方たちに分かりやすいような文章で説明をしているところです。質問は全部で9問で、そちらにお答えいただくとともに、最後に回答者の方の学校とか学年とか年齢というようなことを御回答いただくという形になっ

# [速報版]

ております。

私からは以上です。

○委員長（谷口敏也さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。いいですよ。

○委員（太田みつこさん） よろしく申し上げます。そうしましたら、まず方針のほうからいきます。2番の子どもの居場所づくりの推進についてなんですけども、この子どもの居場所に係る方針策定に向けて今年度中動いていくということなんですけども、学童については所管が教育委員会のほうに移られると思うんですが、放課後の居場所というところで、学童と地域子どもクラブでしたり民間の施設、こういったところをどのように連携していくとお考えか、お伺いします。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） この方針につきましては、令和6年度において、こういうものをつくっていこうというものを検討していたところで、そのときは、学童と地域子どもクラブ、私どものほうで所管していた経過もございます。したがって、今後、教育委員会には移りましたが、学童と地域子どもクラブはもちろんなんですけども、地域での民間の居場所づくりですとか、また外郭団体が実施しているような居場所づくりもありますので、なるべく多様な居場所づくりについて、この方針の中で検討していきたいなと思っているところです。

○委員（太田みつこさん） 恐らく教育委員会のほうは学校3部制の中でという視点になってくると思うんですけども、やはりこの子どもの居場所の多様化というところでは、それ以外の部分をどのように安定的につくっていくのかというのがすごく重要になってくると思うんですが、地域子どもクラブ、あと民間と施設のほうでというお話があったんですけども、基本方針を進めるに当たって、どのようなことに重点を置いて考えていくお考えか、お伺いします。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 今、市内でもいろいろ検討しているところですが、子どもの居場所については、最終的には、その子ども自身がそこを居場所と思ってもらえるかということがすごく重要だなというふうに考えているところです。したがって、何か1つの場所をつくれれば、そこが全ての子どもの居場所になるものではないと思っていますので、なるべく多くの居場所、多様な居場所を確保できる、そういったものを、まず、現状どういったところがあるかということも調べた上で取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

○委員（太田みつこさん） よろしく申し上げます。施設に限らず、地域の方々の目というのも子どもたちの放課後において重要だと思いますので、そういったところでは、地域の方々の目というところで、地域のコミュニティ・センターですとか、そこに関わる方たちについても、放課後の居場所、こういうふうに三鷹市は考えているんだということを情報共有をしていただけるといいかなと思います。よろしくお願いたします。

次に、三鷹幼稚園跡地利活用の件なんですけども、先ほど部長からお話があったように、まだ地権者さんとの検討段階ではあると思うんですけども、こちらもこれから、今年度、子ども政策部のほうで具体的な案をさらに詰めていくのかなとは思いますが、スケジュール的なものを含めて、どのように進めていくとお考えか、決まっている範囲でいいので、お伺いします。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 三鷹幼稚園跡地につきましては、昨年度、これは都市再生部が中心でしたが、利活用の基本プランを策定したところです。これを踏まえつつ、今現在、地権者さんのほうで設計作業を行っているというところで、現時点で、着工がいつかとか、スケジュール的なものは

# [速報版]

まだちょっと見えていないというところもあるので、今、一応プランでは、令和8年度中の運営開始というのを今目指しているというところで、現時点はちょっとそういうようなスケジュールで考えてはいるところでは。

○委員（太田みつこさん） 令和8年度に運用開始ということで、この1年検討して、それが可能という形でお考えですか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） この三鷹幼稚園跡地につきましては、先ほどのプランの案に対してもそうですが、子ども総合計画へのパブリックコメントでも非常に多くの御意見をいただいているところなので、そういったことは丁寧に検討していきたいと思っております。令和8年度中、8年度のどこになるかというところまでちょっと定まっていないんですが、その中で間に合うようにできればいいなというふうに思っているところです。

○委員（太田みつこさん） もう重々承知だと思んですけど、この三鷹幼稚園の跡地に対しての期待度というのは地域の方から大変伺っております。もちろん子育て世帯からも、どういう施設になるのかというのも期待なんですけど、近隣の地域の方々もすごく注目していますので、都市再生部のほうもすごくその辺は地域の方たちに配慮しながら進めてきたかとは思んですけども、内容についても、そういった方たちの目もあるということ意識しながら進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、5番目の私立幼稚園・保育園の定期的な預かりによる子育て家庭支援についてなんですけど、4月より多様な他者が始まりましたが、この多様な他者の状況について、三鷹市のほうではどのように把握されていますでしょうか、お伺いします。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 予定どおり始まっているところもあれば、ちょっと人材とか場所とかの確保に苦慮されていらっしゃるって、予定どおりまだ進まないとか、ちょっとやはりできそうもないとかというようなところもありますが、おおむね皆さんスタートされていって、今のところ特に混乱とかということはなく進んでいるというふうに伺っているところでございます。

○委員（太田みつこさん） 始まってからは、恐らくある程度皆さん準備もしていたので、混乱というのはないように思うんですけど、今回、始まるまでのいろいろと準備段階の状況が分からないというような幼稚園側からの声がたくさん出ていたので、今後、多様な他者がありながら、誰でも通園制度を検討していくというところでは、現場の混乱がかなり予想されるんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） この多様な他者とこども誰でも通園制度がどういう関係で整理されるのか、今、1つの見通しとしては、基本は、こども誰でも通園制度があって、そこに上乗せするような形で多様な他者が活用されるというふうには聞いておりますけれども、今、試行的に、全国で118か所ぐらいだったと思いますが、取り組んでいて、国のほうもその結果を取りまとめて、あるいはまた微修正等もあるかもしれませんので、私どももちょっと動向はしっかり見詰めているところですし、現場の方はなおさらのこと、戸惑われるといけませんので、情報の発信、通知というのは丁寧にやっていきたいなというふうに思っています。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。多様な他者をスタートするに当たっても、かなり慎重に市のほうでいろいろ検討していただいて進めていただいたなというふうに感じてはいるんですけども、幼稚園側、保育園側ですね。本当にこの多様な他者と誰でも通園制度があるというのはもう随

# [速報版]

分前から理解しているところで、勉強会や研究会というのを幼稚園の協会自体で何度も何度もしているような状況ではあるんですけど、三鷹市の方向性がやはり明確にならないと、準備も何もできないということで、多様な他者のときも本当にぎりぎりまで、三鷹市がどういうふうな体制でこれを運用していくのかということを知りたいという声が多くあったんですけども、誰でも通園制度に関しては開始していくということで今のところは検討しているということによろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 国のほうでは、令和8年度、この誰でも通園制度を全国展開するという目標を掲げておりますので、基本的には三鷹市もその計画に乗って、令和8年度からは実施する方向で検討していきたいと思っております。最近、テレビとか電車の電子掲示板みたいなところにも誰でも通園のことが出てきましたので、恐らく市民の方も意識は高まっていくと思いますし、お問合せも現場のほうには行ってしまふんじゃないかなということを懸念しております。ですので、私どもも情報収集等にはしっかり努めながら、市の考え方とか情報提供というのは丁寧にやっていきたいなというふうに思います。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。していく方向でということなのですが、そうすると、やはり、幼稚園の入園手続というのは10月とか、4月からではなく、そういった誰でも通園制度を利用しよう、多様な他者を利用しようという方々にとっては、もう前もって準備、当事者ですね。当事者が意識を持っていくのは大分前からなるんですけども、令和8年度からということだと、もう今6月で、なかなか実施が来年から難しい、当事者に伝わっていくのも直前になってしまうようであると、当事者の混乱も、また幼稚園側、保育園側の対応も難しいのではないかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょう。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） この誰でも通園制度、また改めてこの厚生委員会でも御報告させていただきますが、条例の改正が必要な制度でございます。ですので、まず条例を議会のほうにお諮りした上でということ、それで、その条例を提出させていただく時期については今検討中でございますので、もうちょっと分かってきましたら報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員（太田みつこさん） すみません。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1のほうに移らせていただきます。これが令和7年度の保育所入所状況ということで、先ほど課長からお話があったように、今年の変化としては、4月1日入所申込児童数が減少したということだとお話があったんですけども、先ほど、幼稚園のほうは横ばいであるからというような理由があるということをおっしゃっていたんですが、それ以外に何か考えられることというのはありますでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 詳細にというところは難しい、まだちょっとしっかり分析できていないところなんですけれども、認証保育所ですとか企業主導型保育施設、こちらの表には入っていないんですけども、特にそういった保育所というのは入所申込み状況というのは大きく変わってはいないです。そうすると、300人減ったうちの150人減っているということで、5割ぐらい減っているという分析をしているところなんですけれども、代替の保育所に通う方が全体の6割ぐらいに今なっています。一方で、幼稚園に通う方というのが全体の2割ぐらいということになっていますので、幼稚園につきましては、その2割という数字はほぼ本当に同じ数字でした。ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、保育所、特に幼稚園のほうの長期預かり、各園でもう実施を始めていますけれども、そういっ

# [速報版]

たところ周知されてきて、働いている方でも、短時間の方とかは、そちらのほうを利用するという選択肢も増えてきているのではないかなと思っています。

以上です。

○委員（太田みつこさん）      ありがとうございます。保育園自体も空きが増えているという状況もあると思いますし、これはうれしいことだと思うんですが、預かり保育を使いながら幼稚園に入っていき、幼稚園を検討する方々が増えているというのは、本当にいろいろな努力の結果ではないかなとは思っております。分かりました。ありがとうございます。

もう一点ですね。今回、待機児童算出における除外者の数ということで126人というふうに記載があるんですけども、これも前々から事あるごとにちょっとこちらの数について指摘させていただいているんですけども、これは国の規定上、待機児童にカウントされていないという状況で、実際保育園に入れていないという数になるかと思えます。昨年、子ども政策部の保育支援課ができたことによって、隠れ待機児童という言い方をしているか分からないですけども、そういった希望の園に入れない方ですとか実際保育園に入れていない方たちに対してのマッチングというのを保育支援課がきめ細やかにしていけたらいいですねというのをこの委員会でもお話ししたんですけども、この126名、いろいろな御事情あると思うんですが、そういった保育園のマッチングなどは今回されたのでしょうか、お伺いします。

○子ども育成課長（萩原潤一さん）      保育園の入所につきましては、どうしても、まず最初に選考の基準として、得点、点数での選考になっております。なかなかやっぱり、各御事情を反映した上で希望園にということが、今、やり方としては非常に難しいやり方を取っているんで、なかなか各御希望を詳細に聞けるというところまではできてはいませんが、例えば来年度の選考において、希望園を増やして、もう少し、第4希望までしか書けないんですけども、第5とか第6希望まで書いて、より詳細に希望を把握するですとか、そういった選考方法を実施していければいいかなと思っています。将来的には、先日の一般質問でもありましたAI選考ということで、また、より希望に沿った入所選考方法というのも実施していきたいとは思っていますけれども、来年度につきましては、まず希望園、こちらのほうを増やすというところでどういった成果が出るかというのを検証してみたいと思っています。

○委員（太田みつこさん）      これも以前からこの場でもお伝えして、保育コンシェルジュのようなイメージを保育支援課のほうでもしていくようなお話があったかと思うんですけども、どうしても、やはり国の定義で待機児童ゼロ、三鷹市は待機児童いませんというふうに言っても、実際、こういった形で、待機児童というか、いろいろな御事情で保育園に入れていないという方たちがいるという現状に対してどういうふうに対応していくのかというのはまた次の課題だと思いますので、待機児童ゼロです、三鷹市はゼロですと言いつつも、この方たちに対しての対策というのを考えていただきたいと思いますが、お伺いします。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）      ちょっと保育支援課のお話もありましたが、現実的に保育支援課、どっちかという、指導検査のこととかございます。ただ、保育園についての御相談についていろいろお答えしますので、御相談いただいておりますので、この例えば差引きの126人になった方お一人お一人に保育支援課のほうから、コンシェルジュとおっしゃいましたが、そのようなことではございません。ここに書いてありますように、育児休業を延長することが目的の方というのも一定数いらっしゃるの現実でございます。やはり、あえて待機が発生するようところに申し込まれる、

# [速報版]

空きがないところに申し込まれるという方も現実にございます。今だんだん、どこでも入れたらまずというよりは、1番のところに入りたいというような御意見があります。ただ一方で、先ほど課長が申し上げましたように、点数でございますので、幾ら強く希望されても、さらに点数が高い方がいらっしゃったらそこになるということも御理解をいただくように私どもとしては説明をしなければいけない。そして、こういうところがありますよとか、認証さんもありますよ、幼稚園でも十分この働きだったら預かることができますよというような御案内をさせていただくということが重要かと思っております。

○委員（太田みつこさん）　そうですね。なかなか個別には難しいとは思いますが、できるだけそういった動きもしていただきたいなと思っております。

また、この件は待機児童に直接的な影響があったわけではないと思うんですけど、令和7年度の入園確定のお知らせが今回、通知のお知らせ、少し遅かったのではないかなというので、私もそのときすぐに子ども政策部に伺ったんですけども、昨年、おとしです。令和6年度のときは、もう一回振り返ったら、1月29日前後に文書が到着していたようで、やはり1週間前後、少し遅くなっていたのかなということで、やはり近隣自治体との足並みをそろえていく必要も、次の二次募集に向けて、一次が落ちてしまったら二次という頭があるので、その辺の状況はどのように把握していますでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん）　まさに今おっしゃっていただいたとおりで、昨年度は一次の結果の通知が一昨年度よりも遅れてしまったという実績がございます。市民の方からもやっぱりそういう御意見をいただいております、特に一次の結果というので、近くの認証保育所に申し込まれる方ですとか、やっぱり近隣市でもう先に選考で対象外になった方が、ちょうど市境の認証保育所に申し込まれる場合に、早い者順ということで受付が始まってしまうので、本当に、今御指摘ありましたように、昨年度の反省を踏まえつつ、今年度はもう少しスケジュールを前倒しできるように取り組んでいきたいと思っております。

○委員（太田みつこさん）　本当に今SNSでそういった情報も当事者同士ですごく飛び交っていて、三鷹市がやはり遅いというのがもうSNSで今回そこも取り上げられていて、それでもいろんなところから話を聞いて、私も駆けつけたんですけども、やはりほかの自治体と足並みそろえていただいたり、その辺をスムーズに対応していただくようお願いしたいと思っております。

最後に、すいません、権利策定に向けてなんですけど、こちら昨年、引き続きアンケートに向けて、これまでも委員会での在り方や市外の子どものアンケートの取り方など、この場でいろいろ議論している内容を、先ほどお話を聞いて、改善していただいたり取り入れていただいたなと思って聞いておりました。説明を今回動画でしたりですとか、学校で取り組む、学校でそのときに書くというようにいろいろな改善をもってされるということで、すごくありがたいなと思っておりますが、不登校ですとか学校に来ていない子たちに向けてはどのようにやるか、改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん）　先ほど御説明しましたように、基本的には学校のほうからお休みされている方には保護者宛てにその情報を届けていただく、必要があれば紙の形での回答ということにも対応したいというふうに思っているところです。

○委員（太田みつこさん）　そうですね。いろいろな形で取り組んでいただきたいと思うんですけども、例えば社協さんのほうで、不登校の子どもの保護者の会ですとか親の会ですとか、あと、いろいろな子育てに関わる、子どもと接している方たちの声なんかも聞いていくと、いろいろな意見がもらえるのではないかなと思うんですけども、市外の関連団体ですとか、そういったところとの連携などは検討

# [速報版]

はされていますでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 市立の学校以外のところでの不登校とかというような方については、学校を通じてということは今のところは考えていないところでございますね。ホームページとか市報とかというところで御覧いただくというような形を今のところは考えています。

○委員（太田みつこさん） 市立の学校に通われている保護者さんも、学校との連携を取られていない方も結構いらっしゃるって、そういう方たちが市のいろんな動きを全く知れないという課題がある中で、今回、権利条例ですので、広く、特にそういった困っている方ですとかにも広く知っていただく機会としては、学校を通してというアプローチだけではなく、何かあるといいかなと思うんですが、その辺について伺います。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 始まるのが間近にはなってございますけれども、今いただいた情報も参考に、ちょっと方策については検討してみたいと思います。

○委員（太田みつこさん） ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに。

○委員（佐々木かずよさん） すいません。よろしく願いします。今、続いて、子どもの権利に関する条例について御質問させていただきます。動画を説明で使うということなんですけれども、小学校1年生から中学校3年生まで同じ内容というか、1つの動画を見せるという認識でよろしいのでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 質問の内容と同じように、小学生向けとそれ以上に、2つに分けて制作を進めております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。小学校1年生と中学校3年では随分違うので、すいません、伺いました。

あと、このアンケートについてなんですが、高校生等のところの2つ目の19歳以上は、市のホームページ及び市の広報紙に掲載するQRコードからオンラインで回答とあるんですけれども、これは、19歳以上の方のお声を取るということで進めると伺いましたが、19歳以上の方が自らアクセスしなければお答えすることができないということですよ。19歳まではがきということは御検討にならなかったのか、伺ってよろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 当初、計画では、この条例の趣旨にも鑑みつつ、一応18歳対象にしておりましたので、実は18歳までの方でも、高校生だけで大体7,000人ぐらいはいるというような状況で、それなりの郵送費もかかる。これは本当に、検討委員さんの中から突然、19歳の人もというようなお話があったので、急遽というような対応ですので、今のところはちょっとはがきは考えていないところです。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。

この実施期間なんですけれども、6月23日から7月11日と、約18日間くらい行われますが、この間、多くのお声を聞くということで取り組まれるんですが、やってみて、学校なんかはきちんと、ある程度のが数が取れると思うんですけれども、例えば大人になればなるほど数が非常に少なかった場合、やっぱり期間はそのまま固定で、これで締め切って終わりなのか、やってみて、少しちょっと予想よりも数が足りない、今おっしゃった、例えば18歳までで7,000人いらっしゃるって伺いましたけれども、開けてみ

# [速報版]

たらそんなに集まっていなかった場合は、この期間を少し延長するですとか、そういった御検討はされているのか、伺ってよろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 基本的には、この期間で集約をしていきたいというふうに考えています。反応が、少しやってみて、あまり芳しくないようであれば、ちょっと促すための策というものは考えてみたいと思います。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。  
ほかに。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしくお願いたします。資料2の条例のことについてお伺いします。まず、質問のフォームですね。これ、質問の内容というのは我々は見ることにはできないんでしょうか。まだ作成されていないということでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） ちょっと各方面からいろいろ御要望もあって、いろいろと今作成して調整をしているところで、間もなくホームページのほうにはアップできると思います。広報のアナウンスと同時にアップできると思いますので、今週中には御覧いただけるようになるかなと思います。一般の方も御覧いただけます。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） ちょっと補足させていただきますと、アンケートの内容が固まって、あとチラシもちゃんとできましたら、改めて厚生委員会の皆様には情報提供はさせていただきます。ほぼ同時かもしれない。動画については、ホームページのアンケートに答える前に動画が見られるようにしますので、このページを御覧くださいというのを御案内させていただいて、そこはちょっとお手数をおかけしますが、ホームページを見ていただいて、動画を見ていただけるというものでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。それで、先ほど動画の内容とフォームについては2種類用意しているということだったんですけども、これ多分教育委員会も一緒に入ってやっていると思うんですが、小学生でも1年生から6年生までといったら相当な差があるので、これ本当に一緒に動画で分かるのか。下に合わせ過ぎても、多分高学年が何だこれって思うと思いますし、その辺はちゃんと議論されたのかということだけちょっとお伺いします。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 私どももそこが一番作るに当たって苦慮したところで、委託もして作成しておりますので、そういった方面からのアドバイス等もいただきましたし、中身については私ども、部内でいろいろと検討しまして、その都度、教育委員会のほうにも、これで低学年から高学年まで理解できますでしょうかねというようなことは一つ一つ質問を潰しながら当たっていったところです。それから、前回ワークショップを実施したときにも活用したものがなかったので、そんなのもベースにして作っています。ワークショップのときも本当に、これで理解してもらえるのかなという不安な面もありましたけど、実際、子どもたちにはそれできちんと理解されて、非常に活発な意見もらえたので、100点満点かどうかは難しいですが、かなりいい線いっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） 前回の報告、結構前でしたけど、回答の内容としては、ちゃんと理解して答えているのかなというのは個人的にはちょっと疑問でしたので、もし説明動画を作るのであれば、やっぱりきちっと年齢層に合ったものを作成するべきではないのかなというふうにちょっと意見を、今さら言ってもしょうがないんですけども、付け加えておきたいと思います。

# [速報版]

それで、ここ、実施方法のこの市立小・中学校のところですが、授業等というふうには書いてあるんですけども、この授業と——ごめんなさい、その前にお聞きしたいんですけど、説明の動画というのは時間は大体どれぐらいのものなんでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） この動画の長さも実はいろいろと議論しまして、しっかり理解してもらうためには一定の時間数を取ったほうがいいんじゃないかというような話もありましたが、一つ、やはり集中して聞いていただいて、記憶に残って、アンケートにも答えられるというようなことで、いろいろ教育委員会のほうからもアドバイスをいただいて、長さとしては7分程度のものになっています。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。7分、微妙な時間ですね。ちょっと個人的に気になったのは、これ、授業等と書いてあるんですけども、恐らく、この動画を見せる前に子どもたちに説明をする、動画を見る、そしてアンケートに答えるという、そこそこ時間がかかるんですね。そうすると、ここに書いてあるとおり、授業以外で実施するというのは、今の学校現場を考えたときに、結構厳しい状況なんです。つまり、恐らく授業で扱わなきゃいけないような多分ボリューム感になってくるんだろうと思うんです。この授業等と書いてあるのは、それは教育委員会から、じゃあ授業で扱いますということだったのか、こちらから、子ども政策部のほうから、授業等でも扱っていただけませんかというふうに要望したのかということを確認したいと思います。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 私どものほうでも、学校でいろいろと先生方、時間のやりくりが難しいというのはかねてから伺っておりましたので、そのところはそれぞれの学校、あるいはクラスの事情に応じて工夫をしていただいてやっていただいて結構ですということをお願いをしています。

○委員（蛭澤征剛さん） じゃあ、子ども政策部のほうでどうこうというわけではなかったということですね。でも、書き方としては、授業等というふうになっているんですね。恐らくこれ、全小・中学校でやると、朝の時間にできるかどうかというのはちょっと微妙なところですけども、一応お伝えしておこうと思うのは、こういうものがやっぱり現場の人間からすると、またかというところで、もちろん大切な取組であるということは理解は、僕、今の立場では理解できるんですけども、現場の末端の人間からすると、やっぱり、どうしてこういうものが下りてくるのかなという感情は否めないんじゃないのかなということだけお伝えしておこうと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員（紫野あすかさん） 私は厚生委員会は初めてなので、これまでの話の積み重ねみたいなのをもしかしたら分かっていない部分などがあるかもしれませんので、すごい新鮮に聞くことがあるかもしれないんですけども、よろしくをお願いします。まずは保育園の入所状況です。さっき太田委員も言っておりましたが、待機児童ゼロと、今年も三鷹は待機児童ゼロと表面上はなっておりますけれども、やはり隠れ待機児童という子どもたちが126人いたということになっています。これは昨年度と比べると増えているんでしょうか、減っているんでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 昨年度の同じ待機児童数算出における除外者数は209人でしたので、80人以上の減となっております。

○委員（紫野あすかさん） 少しでも減っているということはよかったと思うんですけども、たとえ待機児童がゼロになったとしても、実際にはやっぱり保育のニーズが満たされていないという現状

# [速報版]

があるんだと思うんですね。やっぱり親としては質の高い保育を求めるのは当然のことですし、ここの園がいいわという特定の園を希望する、またはお兄ちゃんと同じところに入れたいとか、園庭があるところがいいとか、様々な理由があって、ここに行きたいという希望を出していらっしゃると思うんですよ。育休の延長とかなどもね、単なるそれは個人の選択というふうな捉え方ではなくて、その選択をしなければならない働くお父さんお母さんたちの背景というのにやっぱり目を向ける必要があるんだなというふうに私は思っています。待機児童ゼロは、お母さんたち、お父さんたちの無理を、働きながら無理をしていたり、我慢した上で成り立っている部分もあるんじゃないかなと思って、遠くの園に送迎していたり、仕事の時短を仕方なく、やむを得ずやっているなど、そういう話はもうたくさん耳にすることなので、やはり保育園の全体の質を上げていく。それには、保育士さんたちの処遇改善も含めて、保育の内容や利便性の向上なども必要だし、様々な問題があると私は思っておりますけれども、市としてはその辺りはどのように認識されているのでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） この国の除外者数のうち、特定の園を希望される方というのが約40名いらっしゃいます。ほかには、先ほど部長が申し上げた育児休業を延長する方ですとか、認証保育所に入られた方というのも一定数いらっしゃいますけれども、申込み状況をお聞きしていると、人気のある園とやはりどうしても空きがある園というのが少し偏りが出てきている状況というのが見受けられるかなと思っています。やはり、おっしゃるとおり、保育の質というところでは、保護者の方の評価というのもあると思いますので、引き続きやっぱり、保育士さんを中心に、保育の質の確保というところには市としても力を入れていきたいと思っています。

○委員（紫野あすかさん） 本当にそうだと思います。保育士さんたちも大変な仕事をされている中、御苦労をよく聞きますけれども、その中でも、やはり、大変な状況の中に、この上、誰でも通園制度が組み込まれると、本当に子どもの安全が守れないと言っておられる保育士さんもいます。やっぱり保育園というのは、ただ子どもを預ける場所ではなくって、そこで子どもたちが安全に健やかに生きている、暮らしている大切な場所なので、ただ預かる場所ではないということで、私はこの誰でも通園制度自体はやめていただきたいと、保育士さんたちもそういう声が多いので、そう思うんですけれども、市としては、今の段階では、先ほどの話だと、条例改正を行って、国の方針どおりやるということによろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 法改正がございましたので、やはりこの誰でも通園制度自体はやることにはなりますが、ただ、実施する園につきましては、市のほうから、全ての園でやってくださいというわけではございませんので、幼稚園も含んで園ごとの状況で、手を挙げていただいて、ぜひやりたいとおっしゃっていただけたらと気持ちよく実施していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、もう、はい、やりなさいという強制力はないということによろしいですね。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 強制ではなく、ちゃんとお伺いしてと思っております。

○委員（紫野あすかさん） それを聞いて、ちょっと安心いたしました。やはり、今の保育園の状況を正しく把握していただいて、人気のある保育園もそれなりにすごく努力されているし、人気のないところもやっぱりそれなりの事情があったり人手不足だったり、いろんな事情があると思いますので、そういう一つ一つの園に対して目と心を配っていただきたいなと要望します。

# [速報版]

次に、子どもの権利条例（仮称）の取組です。これも私、初めて厚生委員会なので教えていただきたいんですけども、今回のアンケートというのは、何を知らうとしているアンケートなんでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 2つ意味があるというふうに位置づけをしております。1つは、子どもたちに子どもの権利というものがあるんですよということを知っていただくための機会にしたいと思っています。それで、アンケートの中でも、動画で、子どもの権利って何なのかというようなことの説明が入っております。そしてもう一つは、この条例をつくるに当たって、これはまさに子どもたちの権利を守るためのものですから、子どもたちの側から見て、特にどういうところに力を入れて自分たちの権利を守ってほしいのか、子どもたちの目から見た守ってほしい部分というものを聞いてみたいと、そういう思いで実施いたします。それを反映するというものでございます。

○委員（紫野あすかさん） 何かすごく難しいことに取り組んでいるんだなと思ったんですけど、子どもたちに「子どもの権利、知ってる？」と言っても、何か聞いたことあるという子もいれば、何か分からないという子もいれば、知ってるよという子もいると思うんですけど、そもそもその権利というのは生まれながらにして持っている、その人、すごく大事にされる人権のことなんだと思うんですけども、そのことまでも、子ども向けのほうの動画やアンケートには、それをどういうふうに伝えているのか、何を、それについて知っているか知っていないかの設問なのか、どう思っているかと文章で書くのか、どういうタイプなのかちょっと分からないんですけど。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） まず、最初に流す動画の中で、7分という短い時間ではございますけれども、こういったことが子どもの権利なんですよという説明が最初に流れます。その後、子どもたちには、この動画を見る前にこういうものがあるのかを知っていましたか、知りませんでしたかということをお聞きします。これは今回のアンケートに限らず、今後、できれば、普及啓発活動というのは、この条例ができた後には付随して行わなければならないものと考えておりますけれども、それがどういう効果で、だんだん認知が進んでいっているのか、いかないのかというのを測るために、やっぱり繰り返しやっていく質問になるのかなというふうに思っています。ですので、それを最初に聞きます。その後には、子どもの権利ってどういうものがあるのか、例示をばあっとして、その中で自分が大事だなと思うものに印つけてくださいというような、そういう聞き方をしようというふうに考えています。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、例示がたくさんあって、この中であなたが一番大切にしたいものの、どれですかみたいな感じ。何か、結構、子どもの権利、大人の権利もそうですけれども、実はこういうのはちゃんと法で守られているんだと気がつくって大人でもあって、これも憲法違反じゃないかとか人権侵害じゃないかということってすごく難しいし、子どもに、まずはそれを、何ていうんだろうな。大人がまず学んで、教えられるのかどうかもちょっと私は分からないなって思うんですね。だから、そのアンケートの内容については、この5人の子どもの権利の学識経験者の方たちが中心になって、設問など、動画作成などの中身も携わってくださっているということでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） この間、私どもでたたき台となるようなものを作り、教育委員会のほうにもアドバイスをいただき、その上で検討委員会にもお示しをして作り上げてきてると、そういう形でございます。

○委員（紫野あすかさん） やっぱり子どもの権利を保障するというのは大人たちや社会全体だと思うんですね。だから、例えば子どもたちが今どんなことを考えて、何に困ってて、もっとこうしてほ

# [速報版]

しいんだという現状の把握、課題の把握みたいなものも、それは権利を守っているのか、権利を迫害しているのかという視点も必要なんじゃないかなと思うんですけども、そういう子どもたちの今の暮らしの中の課題みたいなものについては、その設問では答えられるようになっているのでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今御指摘のように、そのところは私どもも非常に大切な部分だと思って、大切にしたいと思っておりますので、質問の中では、ふだん自分が何か伝えたい、大人に向かって伝えたいときに、それをきちんと話を聞いてもらえていると思いますかとか、だとすると、その聞いてくれている人は誰ですかとか、あるいは悩み事があるときに相談できる人はいますかというような設問も中に含んでおります。

○委員（紫野あすかさん） すごく広範なものに人権というものは関わってくるので、なかなか、これ聞くのはすごく難しいし、時間をかけてもいいから、いい子どもの人権条例をつくってほしいなと私は思うんですね。例えば憲法は、国の最高法規は、国や政府や公務員たちが守るべき最高法規ですけども、昭和26年かな、にできた児童憲章は、児童の基本的な人権を尊重するための大人が守るべき道徳的規範が書かれていて、三鷹の子ども憲章は、子どもと大人の共通目標としてつくられた憲章ですというふうに書いてありました。今回の子どもの人権条例は、どの立場に立った、何を目指す条例なのかというのが私はちょっとはっきり分からなくて、大人も子どもも市民全体でこうやって子どもたちの人権を守りましようなのか、子どもたちはこういう権利があります、あなたたちは守られていますというもののなのか、何かその辺がちょっと私、よくイメージがつかないので、どのように今の時点では考えていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 先ほどちょっと冒頭で御説明しましたように、委員の方々からは、この条例の位置づけについては、子どもが守るものではなく、大人が子どもたちの人権、権利をしっかり守っていくための約束だと、そういう位置づけにすべきだという御意見を頂戴しておりますので、基本のスタンスはそちらになります。

○委員（紫野あすかさん） 大人が守るものというのは、私、そのとおりだと思うんですね。だったら、大人がまず子どもの人権について理解しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。それをちゃんと大人が守らなきゃいけないことが分かっていないから、子どもの人権が今守れていないという社会状況があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今御指摘のことは本当にそのとおりだと思っておりますので、ですからこそ、1つは子どもの権利条約ですね。国際条約であるところの条約、それから、新しくできましたこども基本法、もちろん日本国憲法の精神、それから、既につくられています三鷹市の人権を大切にするという、大人に向けたといいますか、総合的な人権条例できましたので、それらを全て踏まえた上での今回つくる条例というふうになってまいります。まさに大人が守るためのルールですので、これはつくった後、ちょっと先ほど申し上げたように、啓発というのは、子ども向けだけでなく、もちろん大人も含めてしっかり啓発活動することによって実効性が現れてくるものだというふうに考えています。

○委員（紫野あすかさん） よく分かります。だから、そのために、子どもたちに聞くのは、何に困っていますかとかいうことであって、もちろん、こういう、あなたはすばらしくって、生きているだけであなたにはこんなにちゃんと守られている人権というものがあるんですよというものを子どもたちに伝えたいので、このアンケートがそれにどういうふうに関わっていくのか、私はちょっと分からなかつ

# [速報版]

たんですね。やっぱり人権というのは生まれながらにみんなが持ってて、その人がその人らしく生きていくために誰からも侵害されない権利のことだと思うんですね。それを、当事者である子どもたちは、当たり前の人権についてなかなか気がついていないとか、それを深く子どもたちに感じてもらって、大事にされているんだ、みんなに大切に守られているんだということを生活の中で目指してもらえるのが一番目指すものだと思うんですね。何でここをしつこく言うかということ、この間も野村議員も一般質問で指摘していたように、あの小学生向けの人権啓発パンフレットの中身がやっぱり私はちょっとお粗末だなと思いますし、このルールを守らなければこれが守られない、こうしなければこうできないみたいなものではないはずで、あれが人権なんだと子どもたちに理解されてしまうと、それはまずいなと私は思ったので、本当に時間をかけていいと思うんです。何年かかってもいいので、いいものをやっぱり子どもたちに渡したいって私思うんです。その辺の基本的な人権とかについての三鷹市の共通認識みたいなのはちゃんと統一が取れているのか。あの啓発パンフレットを見たら、ちょっと何か、私はすごく不安を感じてしまったので、その辺はどういう共通認識で、ほかの課の部門を含めてなっているのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 確かに、庁内、子どもとあまり関わらない部署だったら、ちょっとあまり深く、子どもの権利とかまで考えが及ばないこともあろうかと思えます。ですので、今回この条例をつくるのと並行いたしまして、昨年度、子ども総合計画づくりしましたが、庁内で部長職によります、横のつながりをしっかり持った会議を行いますので、その中でも、この権利条例のこの進捗状況だったり、各部での取組だったり、意見の聴取の仕方だったり、そういうようなことも共通で話ってまいりたいと思います。それから、先ほど御指摘あったように、子どもの権利というのは義務とセットではないんだということについてもさらに深めていく、私たち職員自身ももっと深めていく必要があるかと思えますので、これがいい契機といいますか、この条例を検討することで共通の理解を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） ぜひそこはしっかりと押さえていただきたいと思います。やはり大人が守っていく、社会全体が共通認識でこの子どもの権利を守っていくということをしていかなきゃいけないので、まずは庁内からそこをしっかりとみんなで共通認識として進めていただきたいと、時間をかけてもいいので、丁寧にやっていただきたいと要望します。

終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに質問し忘れた方とかいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で子ども政策部の報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 2、管外視察について、本件を議題といたします。

管外視察の視察日については、10月の22日から23日の間及び10月の27日から10月の31日の間のいずれかということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

# [速報版]

異議なしということで確認をいたしました。それでは、そのように確認します。

また、視察候補地の申出については、6月の16日月曜日正午までに資料を添えて事務局まで御連絡をいただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのように確認いたします。

○委員長(谷口敏也さん) 続きまして、3、所管事務の調査について、本件を議題といたします。  
健康、福祉施策の充実に関する事、本件については引き続き調査を行っていくということで、議会閉会中の継続審査を申し出ることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(谷口敏也さん) 4、次回委員会の日程について、本件を議題といたします。  
次回委員会の日程については、8月の6日、何曜日ですか。水曜日、9時30分とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(谷口敏也さん) 5、その他、何か皆様のほうからございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしでよろしいですか。それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。